

## 平成28年第5回鞍手町議会定例会会期日程

1 会 期 12月7日(水)から19日(月)まで13日間

2 日 程 下表のとおり

月 日	曜 日	会 議 名	開議時刻	摘 要
12月7日	水	本 会 議	13時	開会・議案上程
8日	木			
9日	金			
10日	土			
11日	日			
12日	月	本 会 議	13時	一 般 質 問
13日	火	本 会 議	13時	一 般 質 問
14日	水	本 会 議	13時	議 案 質 疑
15日	木	民生産業委員会	9時	付託事件審査
16日	金	総務文教委員会	9時	付託事件審査
17日	土			
18日	日			
19日	月	本 会 議	13時	審査報告・閉会

平成28年鞍手町議会第5回定例会会議録（第1号）						
平成28年 12月7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成28年12月7日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成28年12月7日 午後1時15分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	9	栗田幸則		10	久保田正之	

職 務 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

## 平成28年第5回鞍手町議会定例会議事日程

12月7日 午後1時開議

### 第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第81号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第82号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第83号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第84号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第85号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第86号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第87号 平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第88号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除
- 日程第11 議案第89号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期目標

平成28年12月7日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から平成28年第5回鞍手町議会定例会を開会します。

町長より、行政報告の申し出がありますので、これを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

行政報告をさせていただきます。

北九鞍手夢大橋の町道取付工事について行政報告をいたします。

平成27年3月29日に開通いたしました北九鞍手夢大橋の左岸側、鞍手町の町道との取付部につきましては、現在、暫定的な迂回路として整備されていますが、先日、県より、平成29年度から町道取付工事に着手していく予定であり、完成までには2～3年かかる見込であるとの情報提供をいただきましたので、行政報告をさせていただくことといたしました。

今後も、住民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、行政報告を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、監査より提出されております、例月現金出納検査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました請願1件は、お手元に配布しています請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において9番議員 栗田幸則君及び10番議員 久保田正之君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から12月19日までの13日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって会期は、本日から12月19日までの13日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第81号から日程第6 議案第84号までの4件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第81号から日程第6 議案第84号までの4件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第81号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、平成28年8月8日付けの人事院勧告の内容に基づき、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第4 議案第82号は、鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律において、国家公務員退職手当法の一部が改正されたことに伴い、鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第5 議案第83号は、鞍手町税条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方税法等の一部を改正する等の法律の一部及び所得税法等の一部を改正する法律により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正され、それぞれ平成29年1月1日に施行されることに伴い、鞍手町税条例の一部を改正する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

次に、日程第6 議案第84号は、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、所得税法等の一部を改正する法律により、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部が改正され、平成29年1月1日に施行されることに伴い、鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため、所要の改正を行うものであります。

以上が、日程第3 議案第81号から日程第6 議案第84号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第85号から日程第9 議案第87号までの3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

#### ○町長 徳島 眞次君

日程第7 議案第85号から日程第9 議案第87号までの3件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第85号は、平成28年度鞍手町一般会計補正予算第4号であります。

本補正予算の主なものをご説明しますと、歳出につきましては、平成28年人事院勧告に

より、国家公務員の給与が平均0.2%、勤勉手当で0.1月分増額改定されたことに準じて、本町の職員給与条例も改正することとし、給与費全般におきまして追加補正を行っております。

また、2款 総務費においては、公有財産の処分に伴う売却収入を基金に積み立てる予算の追加やコミュニティバスの中学生の利用者数の減少に伴う運行維持補助金の追加などを行っております。

3款 民生費においては、障害福祉サービスの利用増に伴う事業費を追加する一方で、老人保護措置に係る新規対象者がなかったことなどによる事業費の減額を行っております。

4款 衛生費においては、くらす病院運営費負担金において積算根拠となる病床1床あたりの単価が増額となったことに伴う運営費負担金の追加を行っております。

6款 農林水産業費においては、平成28年度国の補正予算の成立に伴い、平成29年度に予定していた畜産、酪農収益力強化整備等対策事業を前倒しして本年度に取り組むこととなったため、関係事業費を追加しております。

8款 土木費では、建設課所管の公用車購入のための事業費を追加しております。

10款 教育費では、鞍手中学校の電気料金の増加に伴う光熱水費の追加を行う一方、コミュニティバスの通学生徒数が見込より減少したことに伴う、生徒バス通学費の減額などを行っております。

12款 公債費においては、利率見直しに伴う長期債償還利子の減額などを行っております。

また、歳入では、歳出で事業費を増額した補助事業に伴う、国、県支出金の追加や公有財産の売却収入の確定に伴う追加及び平成27年度総合福祉センターの指定管理料の確定に伴う返還金の追加を行っております。

そしてこれらの要因により、今回の補正第4号におきまして不足する財源3,161万7千円を財政調整基金から繰入、歳入歳出を調整しております。

その結果、歳入歳出それぞれ1億2,940万5千円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ72億4,289万1千円としております。

次に、日程第8 議案第86号は、平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、本年度の受益者負担金の調定が確定し、人件費などの補正要因を調整し、歳入歳出それぞれ629万9千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億7,966万9千円としております。

次に、日程第9 議案第87号は、平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算第2号であります。

本補正予算は、人件費などの補正要因を調整し、予算第3条の支出について補正を行うものであります。

支出予算は27万6千円を追加し、支出予算総額を3億5,782万6千円としておりま

す。

以上が、日程第7 議案第85号から日程第9 議案第87号までの提案説明であります。  
ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第10 議案第88号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

日程第10 議案第88号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第88号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例の規定に基づく、平成28年度分の固定資産税の課税免除申請が、企業1社から提出されましたので、課税免除措置を講じるものであります。

以上が、日程第10 議案第88号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第11 議案第89号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

日程第11 議案第89号につきまして提案説明を申し上げます。

日程第11 議案第89号は、地方独立行政法人くらて病院第2期中期目標であります。

平成25年4月1日に地方独立行政法人第25条第1項の規定に基づき、中期目標を定めておりましたが、その目標期間が平成29年3月31日となっていることから、新たに第2期中期目標を定め、同法人に指示するとともに公表を行うため、同法第25条第3項の規定に基づき提案させていただくものであります。

以上が、日程第11 議案第89号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

**○議長 星 正彦君**

本案に対する質疑は後日行います。

この際、休会についてお諮りします。

明日8日から11日までの4日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、明日 8 日から 11 日までの 4 日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会します。

散会 13 時 15 分



平成28年鞍手町議会第5回定例会会議録（第2号）						
平成28年 12月12日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
開閉会日時		平成28年12月12日 午後1時00分			星正彦	
及び宣告 閉会開議						議長
		平成28年12月12日 午後4時23分			星正彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏名	出欠 の別	議席 番号	氏名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	出席 13人	5	竹内利一	出欠		
	欠席 0人	6	田中二三輝	出欠		
	欠員 0人	7	星正彦	出欠		
		8	鯨坂省治	出欠		
		9	栗田幸則	出欠		
	10	久保田正之	出欠			
会議録署名 議員	9	栗田幸則		10	久保田正之	

職 出 席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成28年第5回鞍手町議会定例会議事日程

12月12日 午後1時開議

第2号

日程第1 一般質問

一般質問通告一覧表

平成28年第5回定例会

No. 1

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
8番 鯨坂 省治	<p><b>1. 空き家について</b></p> <p>(1)現在の町内の空き家件数と対策状況は。</p> <p>(2)特定空き家に指定された件数は。</p> <p>(3)特定空き家に指定された危険な建物に対する今後の対策は。</p> <p><b>2. 学校給食について</b></p> <p>(1)学校給食費の保護者負担軽減についての考えは。</p>	町長    町長 教育長
1番 熊井 照明	<p><b>1. 町道の歩道脇に溜まった土砂について</b></p> <p>(1)取り除いたのは、何年前か。</p> <p>(2)土砂を取り除く考えは。</p> <p><b>2. 町道 掛津・虫生津線の道路並びに水路等について</b></p> <p>(1)道路の一部と水路部分に個人名義の土地が存在していると思われるが、道路の拡幅時期はいつか。それは買収か寄付か。またその面積は。</p> <p>(2)土地の所有者への通知は。</p> <p>(3)所有権移転等に係る申し出は、土地の所有者からか、また、費用はだれが負担するべきか。</p> <p>(4)登記未処理になった理由は。</p> <p>(5)他の登記未処理件数と、その内過去5年において処理できた件数は。</p> <p>(6)今後の対応は。</p> <p><b>3. 町道 掛津・西山線について</b></p> <p>(1)安全かつ円滑な交通確保を図るため、カーブ付近を拡幅すべきでは。</p>	町長          町長
11番 岡崎 邦博	<p><b>1. くらて病院の中期目標と新築、移転構想について</b></p> <p>(1)中期目標について</p> <p>①第1期中期目標の達成状況は。その中でも特に25年度から27年度までの単年度収支と28年度の収支見込みは。</p> <p>②第1期と同じく、第2期も経営環境は厳しいとの認識だが、具体的にどう対処するのか。</p> <p>③病院を運営していく上で、第1期中期目標と第2期とで大きな違いは何か。</p> <p>(2)新築、移転構想について</p> <p>①地域医療構想との整合性は。</p> <p>②新築、移転にかかる事業費と財源の内訳は。</p> <p>③老健施設と療養型病床の取り扱いは。</p> <p>④新改革プランの作成は。</p> <p>⑤建設予定地は。</p> <p>⑥個人開業医への影響は。</p> <p>⑦住民説明会の開催は。</p>	町長
5番 竹内 利一	<p><b>1. 2040年問題について、人口減少に歯止めをかけるには</b></p> <p>(1)定住のための雇用対策は。</p> <p>①新学卒者等に対し、鞍手町に立地する企業等からの求人、就職内定が少ないと思うが。</p> <p>(2)商業施設等立地促進条例（仮称）を制定する考えは。</p>	町長

# 一般質問通告一覧表

平成28年第5回定例会

No.2

質問者	質問事項及び質問要旨	答弁指定者
<p>12番 須山由紀生</p>	<p><b>1. JR鞍手駅の無人化について</b></p> <p>(1)無人化にする意向は、事前に伝えられていたのか。 その通知時期と、無人化に対する町の考えは。</p> <p>(2)無人化になれば、視覚や聴覚に障がいのある方たちにとって、いろんなリスクが生じるのでは。</p> <p>(3)その他定期券の購入ができない、駅舎周辺の治安が悪くなるなど、多くの問題もあるのでは。町としての対策は。</p> <p>(4)仮に無人化になった場合の駅周辺を含めた活性化対策は、例えば、田川伊田駅のように町が買い取るなど。</p>	<p>町長</p>
<p>4番 宇田川 亮</p>	<p><b>1. 教育現場の透明化とモラルの改善について</b></p> <p>(1)教員への飲酒運転防止の指導と対策は。</p> <p>(2)町職員も含めたアルコールチェックを行なっては。</p> <p>(3)SNS等を使った教員と保護者等との個人的なやり取りは。</p> <p>(4)「特別会計」等の不透明な会計があるのでは。</p> <p>(5)教育人事にあたっての議員の介入は。</p> <p><b>2. 自衛隊体験学習について</b></p> <p>(1)鞍手町での体験学習の実態は。</p> <p>(2)自衛隊体験学習は中止すべきでは。</p> <p><b>3. RDF発電事業について</b></p> <p>(1)RDF発電事業から、平成34年度末で福岡県と電源開発(株)が撤退するにあたって、解体費用や出資金についての町とじん芥組合の考え方は。</p>	<p>町長 教育長</p> <p>教育長</p> <p>町長</p>

平成28年12月12日（第2日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

質問は、お手元の通告の一覧表の順序により行います。

最初に8番議員 鯨坂省治君の質問を許可します。

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

通告に従いまして一般質問をいたします。

昨年一般質問の中で、空き家のことの質問をいたしました。

その際民間事業者に委託し、町内の空き家の実態調査を行う予定として、空き家の状況が把握出来るとのことでした。進捗状況と今後の対策について3点ほど質問いたします。

空き家対策連絡協議会が鞍手町は設立されていると思います。

近年、適切な管理が行われていない空き家が増加し、地域の防災、衛生、景観の悪化を招いております。

そのため適切な管理が行われず、地域に悪影響を及ぼす空き家への対応や、利用可能な空き家の活用を促進するため、県、市町村及び民間事業者が一体となった協議会、それは空き家対策連絡協議会も鞍手には設立されているものと思います。

国土交通省は、基本的な指針として空き家対策の基本的な考え方というものが謳っております。

適切な管理が行われていない空き家等がもたらす問題を解消するためには、法において行政主体の責務に関する規定の前に空き家等の所有者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう空き家等の適切な管理に努めるものとするとしています。

しかしながら、空き家等の所有者が経済的な事情等から、自らの空き家等の管理を十分に行うことが出来ず、その管理責任を全うしない場合等も考えられる。そのような場合においては、所有者の第一次的な責任を前提にしながらも、住民にもっとも身近な行政、鞍手町が主体であり、個別な空き家等の状況を把握することが可能な立場にある、各市町村が地域の実情に応じて、地域活性化の観点から空き家の有効活用を図る一方、周辺的生活環境に悪影響を及ぼす空き家等については所要の措置を講ずるなど、空き家に関する対策を実施することが重要と述べております。

その中で、国は市町村が行う空き家対策計画に基づく空き家等に関する対策の適切且つ円滑な実施に資するために、空き家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充等、必要な財政上の措置や必要な税制上の措置、その他の措置を講ずるもの

とされております。

空き家等対策計画に基づく家屋等の活用、除去等に関する経費について特別交付税措置を講ずると、空き家等対策を実施する市町村を支援するというふうに謳っております。

そういうふうに、今、毎年空き家の方も増えております。

全国的に見て、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしている空き家の数は、毎年平均して全国で6.4万と増加しているということです。これはかなりの地域問題になっています。早急に解決する一つの問題と思います。

相続人が使う見込みのない、古い家屋が空き家として増えております。使える空き家は利用されて、使えない空き家は除去する方向に持って行きたいと思いますが、なかなか見込みのない空き家やその他の除去等、敷地の流通による活用促進を、空き家の発生を抑制するものではないかと思っております。

第1問としまして、現在の町内の空き家の件数と対策状況をお聞きします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

データのなものでございますので、先ず総務課長に答弁をさせます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

町内の空き家の件数ということですが、平成27年度に民間事業者による現地調査を行った結果、鞍手町の空き家は730件となっております。

対策状況につきましては、現在は区長さんや住民の方から空き家についての相談がありましたら、現地確認を行っております。その上で所有者、管理者等を調査し、文書で所有者、管理者等に連絡を行っております。危険回避の措置をお願いしております。

また今年度に、先程議員さんがおっしゃいましたように、鞍手町空き家等対策協議会を設置いたしまして、5月、8月、12月の3回協議会を開催いたしました。12月の3回目の協議会におきまして、鞍手町空き家等対策計画の策定、特定空き家等判断基準の策定を行いました。それに基づきまして、平成29年度より町で調査を始める予定としております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

調査の方は進んでいると思います。

次に、特定空き家に指定された件数というのは現在ありますでしょうか。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

まだ特定空き家の確定はしておりません。というのは、特定空き家の判断というのは12月の1日に策定しました特定空き家等判断基準に基づいて特定をしますので、平成29年度になりましたら、この平成27年度の調査で把握した空き家の730件の内、崩壊の危険性がある161件を中心に調査を行いまして、特定空き家として確定したいと考えております。

以上です。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○8番 鯨坂 省治君

今、161件も鞍手町にあると、大変な数と思います。

昭和通りでも郵便局の近くですが、昨年までは壁があったのですが、今の状態では壁のない状態で柱と屋根だけで、倒壊の危険性は特に高い物件もございます。所有者の方も分かっているということなのですが、なかなか経済上の問題とかがあって、なかなか解決しないようです。その道は通学路には面してはいないのですが、小さい子どもさんがたくさんいらっしゃいますし、その隣には学生さんもいらっしゃいますので、夜遅く帰って来られる時に、ちょっと風の強い日等は家族の方は大変心配しておられます。

そういうのを第1に考えてもらって、対策を早急にしていただきたいと思います。特定空き家としてされるには、いろいろな条件があると思います。

特定空き家の条件としまして、悪影響の程度と危険性の切迫性ということですね。現にもたらしめている、またそのままの放置した状態には予見される悪影響が周辺の建物や通行人にも及ぶと判断された場合に、その悪影響の程度は社会通念上許容される範囲を超えるか否か、また、もたらされる危険等に切迫性が高いか否か等を判断となっています。

もう一つ、適切な管理が行われていないもので、一方危険が切迫している等の周辺の生活環境の保全を図るために、速やかに措置を講ずる必要があると認められる場合は、法第14条の勧告、命令又は代執行に係る措置を迅速に講ずることが考えられるというものとしてあります。周辺の住民の方は心配なすることで悪影響を及ぼしているものが161件ですか、そういう件数になっております。

次に、特定空き家、これはまだされていないということですが、今後の対策のお考えを町長にお聞きしたいと思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

今議員さんおっしゃいますように、崩壊の危険性とか修繕、解体などの緊急度が高い物件、161件なのですが、その空き家を県が示した統一の基準というのがありますので、その基

準に基づきまして策定いたしました鞍手町の特定空き家等判断基準により調査を平成29年度より行っていきます。そして特定空き家の確定を行います。

特定空き家の確定をしてから、その後になります。周辺建築物や道路、又は不特定の人に対して悪影響を及ぼすもの、若しくは及ぼす恐れの高い物から順番で空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、助言、指導、勧告、命令を行います。

それでも解決出来ない場合に限って、最終的に行政代執行ということになると考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

161件の建物、危険性の高い物から手段を講じるということです。

もう一つ、空き家に対して町長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

今課長が経緯を申しましたように、今いろいろと調査を行っております。今作りましたこの規則に従いまして調査を行っておりますので、今後、その調査の結果を見まして、優先順位を決めて、我々が作っている計画に従って執行して行きたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

次に、学校給食についてです。

学校給食というのは、食育推進の必要性和重要性があります。最近の児童生徒の中には朝食の欠食、肥満傾向、過度の痩身が見受けられたことがあります。これは将来の生活習慣病との関係も大きく指摘されております。

身についた食習慣は、大人になっても改めることは困難です。成長期にある子どもへの食育、徳育は、健やかに生きるための基礎を培うことを目的としています。

また、地域を理解することや、食文化の提唱、自然の恵みや勤労の大切さを理解する上で重要な教材になります。学校における食育の中心は給食で、学校給食は生きた教材と思っております。

核家族の進展、共働きの増加、調理済みの食品や外食の機会の増加などに食生活の有様が大きく変化している中、子どもに対する食育については、学校においても積極的に取り組んで行くことが重要と思われまます。

学校、教育、地域が連携して、時代を担う子ども達、すなわち次の世代の親への教育とい



う視点も必要であると考えております。食育は生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるものと位置づけ、子どもに対する食育をするべきではないでしょうか。

現在、給食費の負担に地域差がございます。九州の市町村の3割が補助制度が設置されております。公立小中学校の給食費について、2015年九州7県の全233市町村の約3割、64市町村が全額又は一部を補助していることが西日本新聞に挙げています。

人口対策で、子育て、環境を整えようと補助制度を導入する自治体は増加傾向にある一方、食材費高騰、消費税等からの値上げも相次いでいます。負担の二極化が大変全国でも進んでおります。保護者からは、地域格差の是正、一律無料化を求める声も出ております。

九州の各県教育委員会によると、64市町村は生活保護や就学援助とは別に、全ての小中学生無料や小1と中1が無料、第2子以降は半額など補助制度を設けています。

県別では、鹿児島が21市町村と最も多く、福岡は3番目で14市町村となっています。制度導入の背景には人口減少に対する自治体の危機感があり、民間提言機関による消滅可能都市に含まれている、鞍手町もそうなのですが、佐賀県太良町では手厚い支援で子育て世代の流入と流失防止を図ろうと、これは15年度に全額無償に踏み切っております。これから先の時代の流れといたしますか、そういう中で町長にお聞きします。

学校給食費の保護者負担軽減について、町長のお考えを教えてください。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

先ず学校給食法というのがございまして、当然のことながら本町も学校給食法に準じて運営をさせていただいております。その中におきまして、給食センターの施設や設備の維持管理費と運営に伴う職員、そして調理人等の人件費は町が現在負担をいたしております。それ以外の食材費は保護者が負担する事と、今のところは定めております。

現在、鞍手町では、月額小学生は4,500円、中学生は5,000円の負担をいただいております。要保護、そして準要保護児童生徒に対しましては、義務教育を受けるために必要な経費の援助といたしまして、給食費は全額援助をいたしているところでございます。

また、本町では部活動助成や通学バスの無料化など、保護者負担の軽減に努めております。そしてまた、今年の10月からは中学3年生まで医療費全額無料ということをさせていただいております。

町民の皆様方に対しては、しっかりと今後もサービスをし、いろいろな無駄を省いて、優先順位を決めて執行して行くというのが私の考えでございます。

現在のところは、給食費に対する助成は行っておりませんが、何れかにおきましては、いろいろと手を打っておりますので、何らかの形で行政サービスという裾野を広げていきたいなど、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

鯨坂省治君。

○ 8 番 鯨坂 省治君

行政サービスで裾野を、鞍手町は医療費無料化で隣の直方市とかに比べて本当に住民の方は喜んでおられます。その中で、今言いました給食費の方も検討をよろしくお願いします。

以上です。

○ 議長 星 正彦君

以上で鯨坂省治君の質問を終了します。

次に、1 番議員 熊井照明君の質問を許可します。

熊井照明君。

○ 1 番 熊井 照明君

通告に従いまして一般質問をいたします。

まず始めに、町道の歩道脇に溜まっている土や砂についてお尋ねいたします。

歩道や道路脇に生えていた草は毎年刈っています。刈っていますが、歩道脇に土や砂が溜まっている箇所を多く見かけます。

一度担当課に、溜まっている土砂について聞いたことがあります。そうしたら、以前は取ったことがありますという答弁でした。土は直ぐにまた溜まりますからという解答だったのですね。

私は土が溜まるより、溜まった土から草や木が生えて来る方が早いと思いますけれども、歩道脇に溜まっている土や砂を取り除いたのは何年前かをお尋ねいたします。

○ 議長 星 正彦君

町長。

○ 町長 徳島 眞次君

先ず現場のことですので、対応につきましては建設課長に答弁をさせます。

○ 議長 星 正彦君

建設課長。

○ 建設課長 白石 秀美君

町道の歩道脇に溜まっています土砂の除去につきましては、これまで定期的とか、或いは計画的に行うということはしてきておりませんが、これを除去すると草の生え方とかも少なくなるのではないかということで、試験的に平成 24 年度に 3 路線で実施をしております。

しかし、実際にやってみますと除去後数ヶ月で除去前の状態に戻ってしまったと。草の量も減らないということで、効果が極めて一時的なものであったために、以後は通行に支障をきたす部分のみを職員で対応しているという状況でございます。

○ 議長 星 正彦君

熊井照明君。

○ 1 番 熊井 照明君

平成 24 年度に 3 路線 分かりました。一部の道路では歩道側に蓋をされた側溝が設置さ

れています。雨が降れば、道路の水が側溝を通して通路に流れて行くものと思いますが、土砂が体積することによって側溝の蓋が閉まって配水機能を果たしませんし、水溜まりが出来ます。草だけ刈っても溜まった土や砂を取り除かないことには、先程言いましたように、そこから直ぐ草等が生えてきます。

私も近所の歩道脇に溜まった土砂を何十メートルか取ってみました。そうしたら、土砂の量が結構あるのですね。またこの土や砂を捨てる場所も必要になります。

ちょうど歩いてきた人がおられたのですが、そちらも自分の住んでいるところに、やはり歩道脇に土や砂がいっぱい溜まっていますと。取りたいけれど、取った土を人の田んぼに捨てるわけにもいかないしということをおっしゃっていました。気になっている人は多いと思います。

そこで町長にお尋ねしたいのですが、歩道脇に溜まった土や砂を取ることに、土はまた先程おっしゃいましたが、また溜まるからそのままにしておいていいと思われるのか、環境面とか、道路の配水面からも取り除いた方がいいと思われるのか、町長どのように考えられますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

まず、町道の場合は通行に支障をきたすような場合は、出来る限り職員で今のところは対応しております。県道の場合は、県土整備事務所に電話をいたしまして、県土整備の方に対応をいただいております。

もう1点は、どうしても農作業されている方のトラクターに土がたっぷり付いているところを時々見かけることがございます。そういう農作業をしたトラクターなど、出来ればお百姓さんの方に事前に広報活動をやらせていただいて、出来れば車輪から土を落としてもらって動かしてもらえないでしょうかという広報活動は、今のところ行っているような状況でございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

いっぱい溜まっているところと、溜まっていないところがあるのです。担当課は道路を見ていると思いますので、その辺はたいして知っているのではないかとは思いますが、出来たらその溜まっているところを取り除いて欲しいというのが私の気持ちですし、先程おっしゃったように道路を歩いて気にかけている方もいらっしゃると思いますので、その辺お願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

町道掛津・虫生津線の道路と水路等についてお尋ねいたします。

これはちょっと説明いたします。古門の掛津の村内に町道掛津・虫生津線が通っています。お尋ねしたいのは、私の隣組の近くの防火水槽の所に道路と水路があります。この町道には町道に沿って水路があるのですが、水路にはU字溝が設置されています。そのU字溝には何か所もひびが入って傾いています。

辛うじて、つっかい棒が何箇所かしてあるのですが、つっかい棒で持ちこたえているのが現状です。過去にこの道路を利用する地区の人々の意見で、側溝を補修してもらって蓋を掛けると緊急車両の通行や、各家庭からの車の出入りがしやすくなること。また人も落ちて使用することもないことから、役場をお願いをして工事がされるようになっていたそうです。

当時のことを良く知っている方は、もう亡くなっておりますのではっきりとは分かりませんが、平成19年の1月頃だと思います。隣接する土地所有者と区長、役場とで立会がなされたそうです。

工事をするために、その時は道路に切り込みが入れてあったそうです。承諾が得られれば直ぐにでも工事に取られるような状態になっていたそうです。ただ、その立会場で意見の食い違いから、側溝の工事が白紙に戻されたそうです。

その後は、次の区長や地域の人達が土地の所有者宅に協力をお願いに行っていますが、本人となかなか会えなかったそうです。

私もその後、当時の区長と2人で7回ぐらい行きました。本人と何回か会ったのですが、地籍図とか、壊れかけた側溝の図面を本人に見せて現状を説明してお願いをしましたが、本人は何か地域に不満があるのか、行政に対して不満があるのか分かりませんが、いい返事を得られませんでした。

現在も道路に切り込みが入れられたままで、道路と側溝の間には窪みがあって草が生えています。本人と話をした時に側溝の件よりも道路の方が先だと本人が言いますので、私も字図とか地籍図、道路幅を図ってみました。素人ですから正しいかどうか分かりませんが、広いところで3メートル、大体幅が2メートルぐらいではないかと思います。

ただ、道路台帳、建設課にあるのですが、これを見ますと広いところで幅が4.5メートルから3.8メートル、3.3メートルというふうに、地籍図と道路台帳、道路台帳は現状の分で道路台帳を作っておりますから幅に差があります。また土地の登記簿の謄本と土地一覧表の面積に差があります。

そこでお尋ねですが、道路の一部と水路部分には、個人の土地が入っているのではないかなと思われまます。入っているのであれば何時道路を拡幅したのか。それは買収か寄附か、又裏付けするもの、確証があるのかどうか。面積についても教えていただきたいと思ひます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず現場のことでありますので、経緯を建設課長の方に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

お答えいたします。

この町道掛津・虫生津線につきましては、平成19年の工事の話がありましたが、それよりも以前の昭和42年に掛津・中央線という路線でありまして、その路線での道路整備を行っております。42年に工事が行われて、用地の取得はその年度末43年4月5日付けで町が買収し取得しております。

取得した用地の内には、町への所有権移転がその年に出来ずに個人名義のままになっている、同一地権者の土地2筆ございます。2筆合計で50.69㎡でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

とすると49年ですか、面積が50.69㎡。

私が調べたところでは、ちょっと面積が違うのです。

2筆あるのですね。1筆は、これは登記簿の謄本と土地一覧表の差しか私は確認出来ていませんが、1筆は56.97㎡、もう1筆は46.87㎡、103.84㎡ぐらい、約32坪ぐらいの差が出来てくるのです。

私は1筆、1筆から登記簿の謄本と土地一覧表を確認して、この面積を出していますが、これは後でちょっと打ち合わせを、確認ということでさせていただきたいと思います。

その2筆の50.69㎡と言われましたが、これは測量して算出されたものか、またその測量図面があるのかどうかをお願いします。

○議長 星 正彦君

建設課長

○建設課長 白石 秀美君

当時の測量図面は現在もございます。

先程申し上げたこの50.69㎡につきましては、当時の請求書及び領収書の但し書きの中に書かれている数字で、1筆が地目が田で14㎡、もう1筆が宅地で36.6㎡ということで、合計で50.69㎡になっておりました。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

先程私が調べた数字と、今担当課長が言われた数字が違うのですが、これは税務住民課土地一覧表があります。これは私がお金を出して確認していますので、そこをもう一度確認された方がいいと思います。非課税扱いの面積が違いますので。

次の質問に移ります。

現在の所有者は相続によって土地を取得されていますが、所有者への未登記の方法について

ては、通知はされているのでしょうか。されているのであれば何時どのような方法で通知されているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

土地の所有者への通知の関係ですが、昭和43年に買収されていますが、当時どういった理由で所有権移転が出来なかったかということは調べて見ましたが、ちょっと理由はよく分かりませんでした。

その後、昭和53年の10月に町は買収未登記となっている物件の整理のために、当時の地権者との協議をしております。この時も話が不調に終わって、登記に至らなかったという記録が残っております。

その後は、先程お話にありました平成19年の工事着工の際に、現地で立会をしたという、その時の協議まで大分日にちが空いております。そういう状況です。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

平成19年ですね、これは相続によって今の所有者に移っているのですよね。相続されたのが平成元年の5月28日で、登記の受付が平成6年6月8日なのですね。それまでは、新しい所有者の方に通知はされていなかったということでもいいのですね。

ちょっと話が変わりますが、結構相続されている方が多いと思います。その辺をもう一度新しい人には手続きが必要だと思います。

次の質問ですが、先程言われました、登記が未処理になった理由を分かれば教えてくださいたいと思います。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

登記が未処理になった理由ですが、先程も申し上げましたように43年の時点で、買ったすぐなのに未登記になったのはなぜかというのがちょっとあるのですが、それは調べてみましたがよく分かりませんでした。昭和53年に町の方からお話をして登記をさせていただきたいということで相談したときは、町道に隣接する水路の取り扱いについて、町の意見と地権者の意見が合わなかった。結局話し合いが不調に終わって登記できなかったというふうに聞いております。

また、平成19年の際には、既に昭和53年の時とは地権者が変わっておりますけれども、先程の話にありましたように、地元の要望を受けて、町がこの路線の道路と水路の整備を事業化して、途中までは既に出来ておりますけれども、丁度この土地のところだけが出来ないままになっていると。

当時立会した時の話を調べてみますと、過去の昭和42年からの経緯で、この道路の境界といえますか、境界がはっきりしていないと、そういった状況で工事着工をしても困るということで、そこを承諾されなかったというふうに聞いております。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

本人は土地がどんどん取り込まれるような気持ちを、私が話した時にはそういう感じを持っていました。この件は早く片付けていただきたいのですが。

一つ聞くのを忘れていました。

買収の時、この申し出は本人から申し出をしないといけないものですかね。費用についても本人が負担すべきものかどうかを教えてください。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

申し出はどちらかということにつきましては、これまでも町からとか、地元から地権者の方にアクションを起こしておりますけれども承諾をいただけない状況が変わっていないということでございます。

費用につきましては、買収に係る土地の代金というのは当時、昭和43年の時に支払われております。平成19年の立会の際、現在の地権者は境界が明確ではないということを理由に、地元の要望の工事の着工を承諾されなかったと聞いておりますが、そうなりますと境界をはっきりさせなければいけませんので、ちゃんとした形で登記をするには、新たに測量をし直すという必要がありますのでその費用が掛かります。この費用については、地権者と町とで協議してということになるかと思えます。

当時の昭和42年の時に測量された、その図面のままで問題がないということであれば、そのまま相互に了解すればそれで登記が出来るかと思えますけれども、それでは納得がいてないというのが相手のご意見のようですので、その辺を新たに測量し直してということになるかと思えます。そういった費用が掛かると思えます。

登記の費用については囑託で町が行いますので、その費用については掛かりません。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

測量図面が有るのであれば、もう一度本人と話してもらって、測量図面に基づいて境界等を確定するように努力をしていただいて、早くこの問題を解決していただきたいと、もう相当の期間が経っていますので、平成19年の1月で9年ですね。私が行って本人と話して3年経過していますので、早くしていただきたいと思えます。

この他にも登記の未処理の件があると思えますが、その件数と過去5年間で処理出来た件

数があれば教えていただきたいと思います。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

平成27年度末において所有権移転登記が出来ないまま残っている未処理件数ですが、道路、水路用地で587件。道路、水路以外の公有財産で93件ございます。

この未処理件数につきましては、平成18年度末から変わっておりません。つまり平成19年度以降は新たに未処理出来たものはございません。

但し、平成19年度以降に新たに取得したものについては、全て登記処理を行ってきております。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

全部で680件ですね。今後はこの未処理についてはどういうふうに対応されるのか、長い間鞍手町は所有権移転登記の請求権を放棄したような感じになっているのですが、これをこのままにしておく、後々大きな問題が起こって来る可能性が多分に出て来ると思います。

相続であれば法律相談を見られたら分かると思いますが、第3者に移った時には、もう一度買い戻さないといけないような事態になってきますので、今後の対応についてお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

買収の登記の物件につきましては、町として行うべき大切な事務であることは十分認識しておりますが、近年の状況としては、それらの土地の移動等に関係して、過去に未処理であった状況を整理する必要が生じたということで、地権者から申し出があった場合に対応させていただいているというのが実態でございます。

買収直後に登記処理出来れば一番いいのですが、それが出来なかった土地の場合というのは、その時点で何らか簡単ではない問題があったと考えられますから、町と地権者の円滑な協力体制が築けるような状況であれば上手くいくと思えますけれども、年数が経ちますと更に相続等も行われまして、処理が困難になっていくことがあります。

以前は組織体制の中に、こういった案件を少しずつ処理して行くということで、管財係の方で一定の予算を付けていただいて、人員も配置していただいて、体制があってやっておりましたが、行財政改革などいろいろ進めて行く中ではその部署も廃止をされまして、なかなか対応が現状としては難しくなっているというのが実態でございます。

現状としては、未処理案件は現在の地権者から申し出があった場合には、真摯に対応させていただきたいと思っておりますけれども、町から積極的に対応して行くというのはなかなか



難しい状況でございます。

新たに取得した物件につきましては、未処理にならないように努力して参りたいと思っております。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

地権者からの申し出を待つておくということですよ。それではちょっと、先程言いましたように、鞍手町が所有権移転の請求権を放棄しているのと同じですね。町長にお尋ねしますが、それでいいのですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

私が21年前に議会におりました頃こういう問題が議会の中で出たかと思えます。当時の町長の答弁だったと思いますが、昔、戦後、家守さんから東町長時代になって、高度成長期でいろいろなところを、行け行けどんどんで開発をやってきたということで、言うなれば開発の方が先で、いろいろな処理というのがなかなか、事務作業というのが、今みたいにコンピューターがあるわけでもないし、いろいろな部分において追いつかなかつたと、そういうふうに私が議会におるときに当時の町長さんがお答えになったかと記憶しております。

私も今町長をさせていただきまして、これはどうなのと内部協議をやったのですが、これを逆に行政の方が先行してやって行くことになる、正直言いまして、そこに専属の処理課みたいなものを作って、そこに予算を付けて行かなければならないという、これは内部協議ですが、そういう意味からしますとちょっと莫大な予算になるようなところなのです。

議員さんからこういう状況を聞かさせていただいて、私も担当課と協議をさせていただいて、ちょっとまだまだ煮詰まった協議まで時間がなかったものですから、今日を向かえた結果になっておりますので、もう一度議員のお知恵も頂戴しながら今後進めて行きたいなど、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

先程町長が言われましたように、昔は事業優先で登記は後になった、それは重々理解しているのです。ただ、未登記の問題は鞍手町だけでなく全国の自治体にもいっぱいあるのです。ただそういうところは未処理に対する要項等を作って、やはり未処理を解消していつているのです。

先程、担当課長が所有者からの申し出を待つてくというのは、ちょっと如何なものかと私は思います。お金が掛かっても登記は第三者に対する対抗要件になっていきますので、これはしっかりして行くべきだと私は思います。

次の質問に移ります。

町道の掛津・西山線についてです。

旧室木線後の県道55号が開通して、55号線を利用する車の量は増えています。普通車だけでなく大型車も増えていますし、町道から県道へ行く車も随分増えています。

最近、県道の古門の信号があるのですが、これから町道を通って浅木とか木月方向へ大型車の通行が増えています。直線に近い道路は大型車同士が通るのに支障はないと思うのですが、カーブの所が大変危険に感じています。そう感じるのは私だけではないのですが、道路を利用する地域の人からも危ないし、カーブの所の道路幅が狭いのではないかという声が上がっています。

カーブの所は大型車同士の離合は出来ません。大型車はカーブの手前で、向こうから来る車を待っています。普通車もそうですが、大型車が来ていたらスピードを落として手前で待っています。このカーブで事故が起こったとは聞いていませんが、事故が起こってからでは遅いのではないかと私は思います。

これも以前担当課に話をしました。そうしたら道路に規制をかけたらいいいとか、直線にしたらスピードを出すとか、何か素っ気ない発言しかありませんでした。

そこで町長にお尋ねをしたいのですが、安全且つ円滑な交通確保を図るためにも、カーブ周辺道路の拡幅は必要ではないかと考えていますが、町長は現場を見られたかどうか知りませんが、どのように思われますか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

その道路状況については、まずは課長の方に説明していただいて、その後でお答えいたします。

○議長 星 正彦君

建設課長。

○建設課長 白石 秀美君

ご質問の路線につきましては、大型トレーラー等が頻繁に通行しておりまして、カーブ付近では対向車線にはみ出さなければ通れない状況であることを現地を見て確認をしております。宮田、遠賀線の県道が出来てからは、古門の工業団地に出入りするトレーラー等がこの路線を利用しているものと思われまます。

この路線はカーブが連続しているという特徴がありますので、そこにトレーラーのような長い車長の大型車が進入しますと、どうしても大回りして切り込まないと後輪が付いてこないというようなこととなります。内輪差がやはり大きいので、そういった状況を解消するとなりますと、このカーブを出来るだけ緩やかにする、直線に近づけるという方法が従来一番良い方法とされております。

この道幅を広げたりとか、カーブのところを広げたりしてもカーブ事態は何も緩やかにな

りませんので、そういった対応が必要ではないかというふうに考えております。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

直線にしなくてもカーブの所を拡幅すれば私はいいのではないかなと、少し解消するのではないかなと思います。

というのは、古門区から文書が出ていると思います。それを見ているかどうかは分かりませんが、平成27年の12月8日付けで区長から出ています。それには道路の作られた時から道路幅が狭くなっていました、行政の方も認知されておられたと聞いておりますという文書が出ています。これは、課長は建設課長になっていなかったと思いますので知らないと思いますが、そういう文書も出ていますので、私は直線にしなくともカーブ、6メートル75とか、カーブのところは6メートル90ぐらいあるのですが、ガードレールとか白線がしてあって60cmぐらいそこが通れないのです。この件、もう一度調べて拡幅してもらえれば、そうすると大型車と普通車の離合も出来ると思います。もう一度何かありましたらお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

熊井議員、この路線ですね。ちょっと私も現場を何回か通ったことがありますけれど、そういうことを考えながら通ったことがないものですから、一度ちょっと現場を視察させて下さい。そして今言われるように事故があつたら大変ですので、何とか今熊井議員が言われるようにカーブのところの内面を少し削って広めにするとか、何かの対応の仕方によっては道路環境が変わってくるのではないかなと思いますので、ちょっとお時間をいただいてよろしいでしょうか。以上でございます。

○議長 星 正彦君

熊井照明君。

○1番 熊井 照明君

その辺を確認していただいて、円滑な交通確保が出来るようにお願いしたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長 星 正彦君

以上で、熊井照明君の質問を終了します。

次に、11番議員 岡崎邦博君の質問を許可します。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

通告に従いまして質問をいたします。

今回はくらて病院の中期目標と新築移転構想について質問させていただきます。

まずはじめとして中期目標について。

くらで病院になって初めて策定されました中期目標は来年3月で目標年度を終了することとなりますが、現在までの達成状況と、特に25年度から27年度までの単年度収支、また28年度の収支見込みについてお尋ねいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

これは、データの的なものでありますので、保険健康課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

中期目標は、町が病院の進むべき方向を示すものとして、数値目標ではなく理念を指示しています。

この中期目標に基づいてくらで病院が評価指標を掲げた中期計画を作成することになっております。このため、中期目標に対する達成状況ではなく、毎年9月議会で報告しているくらで病院の事業年度に係る業務実績に関する評価結果となりますので、平成27年度の報告分より回答いたします。

中期目標には、規定すべき項目が第1から第5まで指定されています。

評価は、第1の中期目標の期間と、第5のその他業務営業に関する重要事項の項目を除く3項目を評価委員会に評価を受けており、第2の住民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する事項は、B評価の概ね計画どおり進んでいる。

第3の業務運営の改善及び効率化に関する事項は、A評価の計画どおり進んでいる。第4の財務内容の改善に関する事項は、C評価のやや遅れているとなっています。

その他、詳細部分の小項目評価については、9月議会で報告しておりますので、資料でご確認をお願いします。

また、単年度収支については、平成25年度は3億3,300万円。平成26年度は1億6,500万円、平成27年度は9,400万円の黒字経営となっており、平成28年度の決算見込は1億1千万円の黒字額を見込んでおります。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

すみません、私の方の質問の仕方が悪くて、中期目標に基づいて中期計画というのが出来ていまして、その中期計画には個別の数字も入っていたものですから、質問の形としては中期計画ということで質問すれば、より正確な答弁をいただけたかと思えます。その点は了承して下さい。

28年度については1億1千万円ほどの黒字見込ということではありますが、先程言いました中期計画、これも来年3月で終了することとなります。この中期計画によりますと、一般病棟の1日当たりの平均患者数だとか、外来の平均患者数とかも出ているのですが、質問がちょっと正確さを欠いていたので、そこまで答弁出来るようであれば答弁をお願いしたいし、出来なければ結構です。先に進みます。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

項目がたくさんありますので、今、資料がかなりありますので、探すのに時間がかかりますので、また後から出したいと思います。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次に進みます。

1期、2期ともに中期目標の前文で、国の財政状況からくる医療介護制度改革や診療圏域の人口減少などを鑑みると、今後も経営は益々厳しくなることが予想されると全く同じ記述があります。

益々病院経営が厳しさを増す傾向にあることが伺われますが、具体的に、そのことについてどのように対処されるお考えかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

今後の見通しとして、医療・介護制度の改革や診療圏域の人口減少など、厳しい経営環境ではありますが、医療需要の変化や課題を的確に捉えた上で地方独立行政法人制度の特徴である、自主性、自立性を最大限に発揮した法人運営を行うことを求めています。

具体的には、収入面について診療報酬改定の迅速且つ的確な対応、需要に即した施設基準の取得。入院患者の病状やその進行具合に合わせた適切なベットコントロール等により、外来入院診療単価及び入院患者数の増加を図ること、また請求漏れや査定減の防止など、適切な事務事業に努めると共に、高度な医療器機等の購入については、補助金等を積極的に活用し、財源確保に努めること。

支出面については、設備投資や保守契約において複合計画や複数年契約など、多様な契約手法を用いることや、必要に応じた多様な雇用形態を取り入れ、適切且つ弾力的な人員配置に努めること。

また、医療器機に関して、各病棟間で統一して使用するものは、医療器機の集中管理により、計画的且つ効率的な運用を行い経費削減を図ることなど、以上のような点をくらて病院

が第2期中期計画の中で掲げてくるものと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは次に、病院を運営して行く上で、第1中期目標と第2期とで、一番大きな違いは何か、考え方としてどのように違うかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

お答えいたします。

第2期中期目標は、現在のくからて病院の今後4年間の目標を示しているものです。新しく建設するくからて病院は、規模は診療科目等が大きく変わるため、新病院に係る中期目標は開設前に変更、又は新しく作り替えることとなります。このため、第1期と第2期の中期目標に大きな違いはありませんが、第2期中期目標では、新たに住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう地域包括ケアシステムの医療分野を推進して行くため、在宅医療、介護の推進を追加しております。

また、病院の診療内容や介護老人保健施設の取り組みをホームページや情報誌等を活用し情報を提供して行くための積極的な情報発信を追加。

その他に、近年頻発する自然災害を念頭においた災害時の医療拠点としての役割を果たすため、災害時における活動を追加しております。

また、第1期中期目標に掲げていた目標の中で実施済みのもの、又は提供されているものは削除し、内容的に一つにまとめた方がいいと思われるものは第2期で一つの項目にまとめております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

そういったものの外に、私がちょっと気になったところでは、病院の役割として救急医療体制の充実のところでは、1期目としては提供することが出来ない診療分野や、三次救急の対象となる重篤患者に対しては、迅速且つ適正に対処することという記述がありますが、言うなれば、出来ることと出来ないことをはっきり定めていたのです。

しかしながら、今回の2期目の中期目標では、スムーズな救急搬送の受け入れが可能となるような地域消防や関係機関との連携を強化するなど、救急医療の迅速且つ適正な提供に取り組むということで、どういう患者さんまでをどのようにして受け入れるか、受け入れないか判断するかというのがはっきりしないようになっているのですが、この辺はどこまでを取り入れるとかということはあるのでしょうか。

○議長 星 正彦君

保険健康課長。

○保険健康課長 松永 憲昌君

中期目標は抽象的な形で上げております。

詳細部分については、病院が上げてくる中期計画で上がってくると思います。その内容を確認して今後上がってきたものに対して、町が許可するかどうかは確認して決定行くこととなります。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

それでは2番目に、くらて病院の新築移転構想についてお尋ねします。

くらて病院については、昨年12月議会においてくらて病院の現状と将来の展望ということで質問をしています。

先日、町のホームページを検索していると、くらて病院整備基本構想検討委員会の審議内容がアップされていました。10月4日に町長から検討委員会に対して、くらて病院整備基本構想案が諮問されていました。

そこで、昨年の質問と重なる部分もありますが、町としての考え方がある程度ははっきりしているというふうに思いますので、ここで再度質問をさせていただきます。

まず、地域医療構想との整合性ですが、これは12月2日の西日本新聞に、県の地域医療構想案が県医療審議会に諮問されたという記事が掲載されていました。それによりますと、直鞍医療圏では2025年度での必要病床数を56床マイナスの1,194床としています。同審議会の答申は来年2月までに答申する予定とのことでした。

そこで、昨年12月議会での答弁では、県の地域医療構想との整合性を図りながらくらて病院の整備基本構想も策定するとの答弁がありました。来年2月に県の審議会の答申が出されるのを待って整備基本構想を策定されるのかどうか、また病床数についても、直鞍医療圏で56床を減らしなさいという中身になっていますが、くらて病院の病床数としてはどうされるのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず地域医療構想との整合性につきましては、政策推進課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今、岡崎議員が申されましたように、県の地域医療構想は12月1日の日に県の医療審議会の方に諮問されております。今、岡崎議員がおっしゃったように、県全体では2,908

床、直鞍医療圏では56床が必要病床数が病床報告数を下回っているという内容で案が策定されております。

直鞍医療圏で56床を下回っているような内容等はなっていますが、直鞍医療圏の地域医療構想の策定に伴います調整会議で、その主たる医療機関であります直鞍医師会におきまして、その理事会が6月22日に開催されております。その理事会におきまして、くらて病院の建て替えに伴う病床数の取扱いにつきましては、222床で建て替えることので了承は得ております。

また、この移転建て替えに伴います財源の地方債につきましても、11月11日に県の医療指導課及び市町村支援課が国の総務省の公立病院事業のヒヤリングを受けた際に、くらて病院の建て替えにつきましては、直鞍医師会が222床で了承していることと、病床機能数の見直しにつきましては、県の地域医療構想策定の方向性と整合性は保たれているということが判断されておりますので、本町の考えとしましては福岡県の地域医療構想の案と整合性は保たれているというふうに判断しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これについては後ほど関係がありますのでお尋ねすることになります。

新築移転ということになれば、用地代から造成費、建設費、医療器機など、町にとっては巨額の費用が必要になると思いますが、事業費の内訳とその総額、また財源の内訳についてもお尋ねをしたいと思います。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

事業費の試算につきましては、移転候補地によって大きく異なりますが、候補地を全て町有地として試算した場合は約65億3,680万円で、候補地の全てを民有地を取得してから建て替えた場合の事業費としましては約71億5,360万円という試算をしております。なお、民有地の取得単価につきましては、標準宅地に係る1㎡当たりの不動産鑑定価格を用いて試算しております。

財源につきましては、自己資金1億円として、残りを地方債で対応することと考えております。2分の1を病院事業債、残りの2分の1を過疎対策事業債を充てることとしております。これによりまして、起債の借入金の概ね47.5%が交付税措置されまして、実質的な病院の負担は52.5%というふうに見込んでいます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君



病院の本体自体の建設費は幾らで、1㎡あたりは幾らの単価で計算をされているのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

建設工事の単価といたしましては、1㎡あたり36万円としております。この単価の積算は病院事業債の建築単価の施設整備費の一般分が1㎡あたり36万円というふうになっておりますので、その単価を用いております。

それから面積につきましては1万5千㎡を想定して事業費を積算しております。そして、建築工事費、これには設計管理費、建築工事費合わせて55億6,200万円というふうに試算をしております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

1㎡当たりの単価は病院事業債、国の基準に基づいて36万円という単価を出したということですが近隣には、例えば一番近いところでは直方病院が24年に作られていたり、また今名前は変わりましたが、福岡ゆたか中央病院が12～3年前ですか、その近辺でも新水巻病院も新築で作られております。

そういったところが1㎡当たり如何ほどで建設されたのかどうか、そういった調査はしていませんか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今、申されました病院全部は調査は行っておりません。ただ近隣では、同じ類似団体になりますが、芦屋の中央病院がございます。そちらの方には調査をさせていただいております。

具体的な単価はこの場では申し上げられませんが、一応36万円は下回っているという情報はいただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この36万円という額には消費税は入っているのかどうかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

消費税も含まれたところですよ。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

消費税を含んでということであれば、実際の消費税抜きの額にすると大体33万3千円ぐらいになるのです。そういった額で出来るかどうかということになりますが、私がちょっと尋ねたところでは、ある東証一部の大手ゼネコンの者に尋ねてみましたが、まず出来ない、というのが療養型の手術をしたりだとか、そういった高度な医療器機を備えたりだとかというような病院であれば、1㎡36万ぐらいでも可能性はあるけれども、そういった手術室を整備するとかということになれば、なかなか厳しいのではないかなというようなお答えもありました。

そういった直方病院だとか、水巻病院だとか、ベッド数も同じような病院もありますし、実際に今後町長のお話では脳神経外科で救急搬送された方についても手術をするというような、お話もあっていましたので、かなりの設備を整えた病院をお考えだろうということもあります。

従って、もうちょっと調査をして、国の単価がこれぐらいだからこれでどうかなというようなことだと思う金額が跳ね上がって、なかなか町の負担も多くなるというようなことも考えられますので、今後はそういった調査も含めた上でもう一度聞く機会があるかと思いますが、その時には答えていただきたいというふうに思います。

特に心配をしているのが、この工期については丁度東京オリンピックと重なります。造成工事、建設工事がオリンピックと重なるので、これもまた事業費を底上げする要因になるのではないかなというふうに思いますが、そのことについてはどのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

確かに時期的には東京オリンピックの時期ではございます。ただ若干東京オリンピックの時期、ピークは過ぎているのではないかという認識はもってはおります。ただ不確実な想定でしかありませんので、その分については今後いろいろな建設業界等動きについては注視して行きたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

そのオリンピックの関係ですが、金額だけでなくて作業をする人、労務関係の方達も九州と東京とでは単価がうんと変わってきますので、人員の確保も難しいのではないかなというような話もありました。それも逆に言うと、それがコストを上げる要因にもなってくるのですが、ここ最近でも近隣の自治体で小中学校の建設において、工期が遅れて開校が遅くなったり、1年伸びたりというようなこともあります。

そういったことも加味すれば、工期と共に建設費そのものも概算どおりに行くのかどうか、なかなか難しい点があるのではないかと思います。町長としてはどのようにお考えなのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

今、政策推進課長が申しましたように、時期的には丁度収まるころになるのではないかなというふうに考えています。

一つは、中国経済が今沈んでおりますので、丁度鞍手中学校建築にかかりはなの頃が一番人件費、いろいろな鋼材が値上がりしていた時だったのですね。

今、鋼材も大分落ち着いてきておりますし、人的要件というのは、これは一つは熊本の震災、そして東北、もろもろの震災がございましたので、人的要件というのは実際のところ把握していないのですが、ただうちの病院が実際に着工となりましたら、まだもうちょっと時間がありますので、落ち着くのではないかとそのように踏んでおります。ただ色々な世界状況や国内状況、色々なことを加味しながら慎重に取り組んで行きたいと、そのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

事業費と共に財源の内訳も先程答弁がありました。病院事業債については地域医療構想との整合性も取れているということで、国、県もくらす病院の222床についての病院事業債は内諾というか、認めようというようなお話でしたが、確認ですがそういうことでよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

はい、本町はそのように認識しております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次に、その財源の半分になります過疎債についてですが、過疎債についても病院事業債と同じく32億円の起債について国、県の下承を内諾といいますか、解答を得ているというような認識でよろしいでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

はい、過疎債につきましては、これは毎年国が策定しております地方財政計画の町債計画の中で、この過疎債の枠というのがある程度決められますので、本町がこの額を要望しても必ずしも満額付くということは、今の段階では言えないと思います。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

実は私もこちらの方が凄く心配をしているところで、過疎地域というのは全国で約800市町村あるのです。それでその800市町村の中で過疎対策債を取り合うというのは言葉は悪いのですが、そういう形になります。

福岡県においても21市町村がありまして、県の約3分の1強はこの過疎地域に指定をされています。鞍手町もそうですが、32年度までしかないというようなことで駆け込みで全国800の市町村が過疎債を目指して申請してくるのではないかなということを非常に危惧しているのですが、今までの感触がどうなのかは分かりませんが、感触としてはどうなんですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

岡崎議員が申されましたように、過疎の指定は平成32年度までという形になっています。当然対象の地域の自治体については駆け込み事業というのも当然考えられていると思います。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

以前も一律3割カットというようなことも経験しました。それは3割で済めばいいのですが、申請の量によっては3割以上の一律カットと、全然考慮もなくそういう可能性もありますので、財源については非常に心配をしているところです。

次に進みますが、新築移転となれば新館にあります老健施設と、現在3階は療養型病床として60床あります。これについての取り扱いはどのようにお考えかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

平成13年にこの進行しました老健施設の中には、いま岡崎議員が申されましたように60床の老人保健施設の部分と病院の療養型の病床の部分が60床とする、新館部分とが併設されております。

面積按分から申しますと、老健施設の部分は53%、病院の療養型の部分で47%となっております。老健施設の部分につきましては、1階にリハビリと通所スペース、2階に入所、それから病院部分につきましては、1階にリハビリ、地域連携室、在宅支援室、3階に回復期リハビリテーション病棟、4階に供用のお風呂がございます。

利便性や効率性を考えた場合に、移転新築する病院の方に現在の老健施設の全ての機能を移転した方が望ましいのですが、老健施設につきましては、15年しか経過しておりませんので、老健施設の部分につきましては、今後も継続的に利用することとしております。

尚、病床が存在する施設の場合は、常時医師の配置が必要となり、医学的な管理や財政面から判断しますと、移転新築した病院に移した方が望ましく、基本的にはリハビリ機能も新病院へ移転することとしておりますが、移転新築する新病院は、先程もちよっと申し上げましたように述べ床面積が1万5千㎡として計画しておりまして、現在の病院の部分が1万1,500㎡となっております。約3,500㎡程しか広がっていないと。現状不足する施設整備を加えても全て解決出来るものではないという判断もしております。

そのため、今後基本設計の中で検討していきたいと思っておりますが、必ずしも新病院にて必要不可欠ではないものを選択して行って、その機能は従来の老健施設の病院の部分の中で運用を行っていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

端的に言えば、この新館の老健施設と上の病床については残すという考えでいいのですね。それとも残さないということになるのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

老健施設の部分の60床はそのまま存続すると、療養型の60床については新病院の方に移すということがございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

というと三階部分については、どのような利用方法になるのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

先程、答弁しましたように、基本設計の中で新しく建てる病院では賄いきれないようなものがあれば、この老健施設の中でその一部を活用するというような判断をするということがございます。あくまで基本設計の中で内容を検討していくというふうにしております。

以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

病院施設では賄いきれないものというのは、ちょっと非常に言葉としてあっても具体的に分かりにくいのですが、どういうものが想定されるのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

具体的にというのは、例えば会議室とか、新病院では必ずしもそこにはないといけないというものでもないような施設を、老健施設にそのスペースを確保するというようなことでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

分かりましたが、あの施設は病院とは完全に切り離して老健施設としてのものにするということで、ベッド数も222というものがありますから、あそこにはベッドは残せないということになりますね。

また老健施設には、入所100人当たり3人の常勤医師を配置するようだったと思いますが、あそこは60人ですので2人強ぐらいの医師を常勤として配置しないといけないということだと思います。そのことについては別途老健施設としての予算が掛かるということでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

そういうことになると思います。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

次に、これも昨年お尋ねをしました新改革プランの作成についてですが、これも地域医療構想が出来て、新改革プランを作成するというような答弁がありました。これについてはどのようなことになっているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

新改革プランは、これまでの項目に加えまして地域医療構想を踏まえた役割の明確化の項

目が追加されています。都道府県が作成する地域医療構想は、各地域の医療供給体制の将来に目指すべき姿を明らかにするものでございます。

新改革プランの作成にあたっては、この地域医療構想を踏まえたものでなければならないというふうにされているため、現在は策定されておりません。

福岡県の地域医療構想の公表が平成29年の2月に予定されているという情報でございますので、今後は県の医療構想が策定され確定して、直ちに福岡県と協議を行いながら出来る限り早い時期に策定して行きたいというふうに考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この改革プランについては、27年、28年で国が要請を策定しているところですが、28年度までに策定すれば、策定の費用として200万円が付くようになっているようでした。残念ながら今の答弁ですと、これはないかなというふうに思っておりますが、これも新病院の基本構想もありますので、早急に作成をして行くべきではないかなというふうに思っています。

次に、建設予定地についてお尋ねします。この予定地については、何処を予定地としてお考えなのか、また敷地面積についてはどれぐらいなのかお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

第5次総合計画に掲げておりますように、鞍手インターチェンジから北九鞍手夢大橋に繋がる道路周辺に公共施設や医療機関等の都市機能を集約して、利便性を高めたコンパクトな町づくりを進めて行くように計画しております。

移転候補地といたしましては、この周辺で出来る限り町有地が多く、かつ2万㎡以上の一団の土地を確保出来る場所を候補地として5箇所を上げ、検討委員会に提案しております。

そして様々な要因がございまして、町といたしましては一番有意性が高いとして町立野球場を移転候補地として整備基本構想の中に上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

町立野球場つぶして造成してということですが、今あるくらで病院の敷地と駐車場を合わせた面積と、野球場をつぶして作る面積とではどちらの方が多いのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

現在のくらの病院の敷地、駐車場を全部合わせまして約2万2,801㎡でございます。これは病院の定款の中に謳っています。

そして、今の町立野球場の面積は約2万1,200㎡となっていて、今のくらの病院の方が総面積としては多いと思われます。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

病院を移転する際の理由の1つに、今の病院は狭いというのがあったり、石炭層が走っている、石炭層が本当に走っているのかどうか分かりませんが、ボタその他があって引火した経験もあるということから、移転新築をしようというような趣旨だったと思います。しかしながら今の答弁では、面積は逆に狭くなるというようなことです。

これについては、第3回の検討委員会の中で野球場の有意性を答弁として言われていたけれども、多くの議事録を見て見ますと、多くの委員さんの中で野球場の場所についてはいろいろと異論があったようです。実際いかななものかというような意見もありましたし、野球場をつぶすなら代替地を考えろというような意見もあったように思います。

従って、その検討委員会の中でも非常に様々な意見がありまして、本当にこの野球場で有意性があるとは言いながらも本当に有意性があるのかどうかも、何を基準にして言うのかわかりませんが、非常に難しい問題ではないかなと。

町民感情としても折角文化体育施設として、あそこに一体的にある所を本当に野球場をつぶして病院にしていいものかというようなこともあると思います。

この場所については、様々な意見もあると思いますので、なかなか有意性があるからというだけで私は決めることは難しいのではないかなというふうに思いますが、町長はその辺どうお考えですか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

今、うちの課長が言いましたけれども、まだまだ決まったわけではございません。色々なオプションを今検討している状況でございます。

ただ1点、課長が言いましたように、皆様方もご承知のように鞍手の中心は何処だということになりますと、当然のことながら北九鞍手夢大橋からインターにかけてが車の通りが一番多いということが1点。

もう1点は、梅谷先生のところから100円ショップのダイソーさんがありますが、あれから真っ直ぐ猪倉に南北線が繋がると、つまり鞍手町はインターチェンジから本村の向かっての路線、そして猪倉に向かう道これが大きな南北線、そして夢大橋から新北に向かって、



これが東西線、これが大きくクロスするところが野球場の近辺になります。

病院も1つは大きなサービス産業であります。一つは外来患者さんの引き込みをどういうふうにするのかということ、私の知り合いの専門家の皆さん方にお尋ねしましたら、やはり鞍手町の大きな大動脈がクロスするところの半径数百メートル以内ぐらいが、やはり取り込みとしては一番よろしいでしょうということも伺っております。

しかし、今課長が申しましたように野球場云々ということにおきましては、もし野球場に決まれば代替地も必要であろうということ、外にもオプションあるのですが、そういったオプションが時間的な問題、それと金銭的な問題、いろいろなことを踏まえて、もし不可能となったときには当然のことながら野球場の代替を準備しなければならないと。それに至っても当然のことながら、いまの財政状況からしますと少ない予算で出来る場所でないといけないということも視野に入れながら、今行政内部の方で検討委員会の皆さん方の意見もしっかりと頂戴しながら検討している、まだまだ検討している状況化でございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

今の町長の答弁にもありましたように、最終的にやはり代替地に野球場を作るということになれば、野球場の場所は町有地で費用としては掛からないかも知れませんが、野球場を作ればその土地代と野球場の建設費も掛かるわけで、これは病院とは切り離すとは言いながらも、ある意味一対の費用になるわけで、65億というような金額じゃ到底足りない、70億を越すような話にもなってくるかも知れません。

これは決まったわけではないということですから、まだまだ議論があるかとは思いますが、これについても、やはり議会としても何がしかの考えてを持つ必要があるかとは思いますが、

次に進みます。

個人開業医についての影響はどのようにお考えですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

くからて病院は町内唯一の病院としてその役割を担っていかなければなりません、今回の議会にも提案しております議案第89号の第2期中期目標の3頁に、医療連携体制の構築というところがありますように、それぞれの地域の医療機関や施設と連携、協力体制の充実を図りながら、それぞれの医療機能の役割に応じて患者さんの紹介や、また逆紹介などを行いまして、病診連携を積極的に推進して行くこととなりますので、大きな影響というのは、今のところ考えてはおりません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

基本的にパイは大体決まっておるわけですね。同じ診療科目が重なれば、患者さんはAという病院に行くのか、Bという診療所に行くのか、その辺はある程度、当然動きがあるし、少しかかなりか、私は影響があるのではないかなというふうに思います。

それは病院側がそういった配慮をしながら運営して行くべきだろうというふうに考えています。

最後に、住民説明会の開催があるのか、ないのか、また開催するとすればいつ頃お考えなのかをお尋ねします。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

くからて病院の整備基本構想の検討委員会におきまして、整備基本構想案を今、県に諮問をしている段階でございますが、検討委員会におきまして移転候補地については、先程もありましたように意見をいただいております。

この内容につきましては、若干一部修正を行いながら、またその修正について了承を得た後に、年明け早々にも先ずパブリックコメントを実施したいというふうに考えております。パブリックコメントでいただいたご意見と、その回答について検討委員会の方にご報告させていただいて、最終的に検討委員会のご意見を取りまとめをいたしまして、答申案とさせていただきたいと思っております。

本年度中には整備基本構想を策定し公表したいというふうに考えております。

そして、基本構想に基づいて基本設計が出来た段階で住民説明会をしたいというふうに考えております。基本設計の策定には、およそ6ヵ月間ぐらひは掛かると想定をしておりますので、住民説明会は平成29年度の後半ぐらひになるのではないかとこのように思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

これは直接質問とは関係ないのですが、このくからて病院の新築移転に関する事業をこのまま進めていけば、先程の野球場の件もあります。あとオリンピック関係で単価の見直しもあるかも知れません。そういったことを考えれば70億を超えるような事業になる可能性もあります。

言えば、鞍手町の年間予算に匹敵するような巨額の事業になると思われます。それとともにこの事業の正否、病院が本当に上手くいただければそれに越したことはないのですが、もしも躓くようなことがあれば、これは全て鞍手町の負担になるということで、この正否が鞍手町の将来に大きく影響を与えるような事業だというふうに思います。

しかしながら、現在のところ殆どの町民の方は、この事業の中身については知らずに進ん

でいるという事を危惧しているところです。

これは私個人的な考えですが、町民の付託を受けている議会として、その中身が町や町民にとって適正な事業かどうかを調査研究をする場が議会としては必要ではないかなというふうに考えています。

この一般質問が終わりましたら、議長だとか副議長、または議運の委員長にもご相談をしながら議会として特別委員会の設置なりを考えてはどうかというふうに思っています。

また、その特別委員会がもしも設置されたときには、執行部の方も対応をお願いしたいということで私の一般質問は終わります。以上です。

**○議長 星 正彦君**

以上で岡崎邦博君の質問を終了します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時44分

再開 15時06分

**○議長 星 正彦君**

会議を再開します。

引き続き一般質問を行います、

5番議員 竹内利一君の質問を許可します。

竹内利一君。

**○5番 竹内 利一君**

通告に従いまして質問いたします。

2040年問題について、人口減少に歯止めをかけるにはということで質問させていただきます。

最初に、定住のための雇用対策はということですが、新学卒者等に対し鞍手町に立地する企業等からの就職内定が少ないと思います。私が情報収集したところ、ちなみに筑豊高校の卒業生は来年度、約120名で、内半数が就職という状況です。

来年卒の就職先で鞍手町の求人が筑豊高校に7社、7名で、内定は0です。また鞍手竜徳高校は、求人が9社、9名で、内定者が3社3名です。

平成29年3月の新規学校卒業者の地域別求人は、平成28年10月末現在で高等学校卒業の求人者数、福岡地域で7,403人、北九州地域で3,544人、筑後地域で2,756人です。筑豊地域は1,128人という数字になっています。

また、Uターンを希望して帰って来られる。両親の世話等をしなくてはならなくて帰って来られるという雇用環境ですが、これはハローワークでお聞きしたのですが、名古屋からUターンして帰って来たが、しかし仕事がなく奥さんを置いて単身で名古屋に戻られたというような状況があるそうです。こういうことについて町長のお考えはどう思いますか。

**○議長 星 正彦君**

町長。

○町長 徳島 眞次君

先ずは統計的なことを地域振興課長に答弁させます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

今の議員さんの質問の中にありました新規学卒者ということで調べをさせていただきました。ハローワークに聞いたところ新規学卒者の町内に限定した求人、求職者というのは公表されておりません。先程申されました筑豊地区全体という数字は私の方も揃っております。

それとは別に鞍手町における28年10月現在の一般の職業紹介状況を鞍手町だけの数字は出していただきました。これによりますと、10月に職を探している方の数は250人、それに対して企業が募集している数が416人。これは通常有効求人倍率というのですが、これが1.66倍。求職者1人に対する求人数の倍率です。

この1.66倍というものが、実は筑豊地域が同じ数字が1.14倍、福岡県が1.39倍、全国が1.40倍ということで、全国よりも鞍手町の求人数というのは、有効求人倍率は大きい数字が出ております。つまり、仕事はあるというふうに解釈出来ると思います。

ただ先程申しました筑豊地域における職業別の有効求人、求職状況のバランスシートというのがあります。要は、マッチングの状況ですが、特徴的なこととしましては、看護、介護、保育、製造・加工などの業種は慢性的な人手不足があると。

その一方で、一般事務といわれる、いわゆるホワイトカラーと呼ばれる職種には求人の3倍を超える求職があり、そこに人気集中しているということです。

町内には製造業や加工業が多いということで、この業種は慢性的な人手不足になるということを工業団地等からも聞いております。一方一般職等のホワイトカラーを希望する新卒学生が大勢いると思いますが、町内に受け皿が今のところ少ないと。このアンマッチな状況が町外に雇用の場を求める若者が流出しているという一因になっていることは私ども分析をしております。以上です。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

私がこれから言いたいことをそのまま言っていただいたような気がします。

町内の求人で事務職は、ほぼ0なのです。私が今日言いたいのは第3次産業、今言われたように第2次産業とか、第1次産業、第2次産業、第3次産業とありますが、ちょっと数字を言いますと、大正9年から平成17年までの産業別15歳以上就業者割合、これは全国で統計が出ていました。

大正9年これは1次産業53.8%、平成17年5.1%、これぐらい減っています。第2次産業は、鞍手とか筑豊地区は多い事業体ですが、大正9年、第2次産業は20%、平成17年25.9%、こういうふうに就業割合になっております。

これが第3次産業になりますと、大正9年では23.7%だったのですが、平成17年で67.3%と、雇用形態が大きく変わっているのです。この形態を見るだけでも、今の課長の答弁からも分かるように、鞍手町もそうですが、一般の若い人は事務職、ホワイトカラー、3次産業、そういうものに就きたがる人が多いということなのです。当然1次産業、2次産業も大切です、なければ出来ません。ですが3次産業がいかに今雇用を生み出しているかというところを考えますと、これを鞍手町に持ってこないことには若者がどんどん流出して、2040年問題、人口は歯止めに、歯止めが効かないという状態になってくるのではないかとということで今日質問をさせていただきます。

言いたいことをいっぱい書いていたのですが、言われてしまいましたので、今文言が変わっていますが、こういうふうに就業者が考える、また若者が考える状態が変わって来ていることについて町長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

竹内議員さんがおっしゃるように、当然日本が高度成長いたしまして先進国に躍り出て、当然のことながら1次産業から3次産業にシフトして行っているのは私がここで話すまでもないかと思っております。

それに鑑みまして、要はその雇用形態を鞍手町はどうなのかというところだと思いますが、当然のことながら1次産業が減って3次産業にシフトして行っているのに、逆にそれに鞍手町が追いついて行っていないというのが現状だと思います。

おそらく竹内議員さんも私と一緒に、竹内議員さんの提案でいろいろされております新幹線の筑豊駅とかのという話も後で出るかと思いますが、そういったことなど色々インターチェンジの横の開発とか、色々なところにおいて、今手を打っているような状況下でございます。そうなりますと、そういった第3次産業、2次産業等の雇用も増えてくるのではないかなど、今一生懸命種まきをやっているような状況でございますので、もう少しお時間をいただければなどそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

この職種、先程から言っていますが、就業者の新卒の求人は、高校卒、福岡地域が7,400人、これは3次産業が多いのです。北九州市地域3,500人、これはどちらかという製造業が多くて事務職も結構あると、筑後もやっぱりそうですね。筑豊地域だけが1,128人とダントツに少ない、人口も少ないのかも知れませんが求人が少なく外へ若者がどんどん出て行くのです。自分の働きたい、例えば第3次産業とかというものがなければ外にしか就職の場を見つけれない、こういうところを考えると、やはり今後鞍手町もそういう職種が増えて来るような状況を作っていかなければいけないと、町長もいま一生懸命インターチ

エンジのところとかも考えられてやられています。パイをどんどん大きくしないことには鞍手町は2040年に1万2千人しかいなくなります。

若者が働くところがないので、どんどん外に出て行きますから、そういう状況を考えると本当に説破詰まった状態の感じですから、第3次産業をどんどん呼び込むようなことをして行ってやらないと2040年は本当にこの町は潰れますみたいなところまで行くと思います。そういうところから考えまして次に行きます。

2番目の商業施設等立地促進条例、これは仮称で言っています。制定をする考えはということなのです。

この条例を制定しています奈良県磯城郡三宅町というところがあります。これは世帯数は3,004世帯、人口が7,064人、この町もずっと衰退といったら失礼ですがなっています。

この町がそういう商業施設等立地促進条例というのを制定されて、今実行されているところなんです。当町は鞍手町工場等設置奨励に関する条例というものを制定されています。最近では工場新設、増設などがありまして、申請をされている企業もいらっしゃいます。

これは太陽光発電の申請もあるのですね。しかし鞍手町工場等設置奨励に関する条例の第1条を見ますと、この条例は鞍手町における工場等の新設及び増設を奨励し、産業の振興と雇用の促進を図り、もって町政の発展と住民の福祉を増進することを目的とすると。こういうふうな1条に書かれている雇用が生まれにくい太陽光発電も申請を受けておる状態です。

これは以前審議されたみたいですので、これはあくまでも付け加えて言っているだけですが、今日は触れません。しかし町長は先程の質問でちょっとしましたが、第3次産業を誘致するためにこの商業施設等立地促進条例のようなものを制定するお考えはいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず条例について内容を担当課から説明いたします。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

商業施設等立地促進条例というものを質問のタイトルになりましたので、私どもも色々調べてみました。議員がおっしゃるように奈良県三宅町が平成28年4月から施行されてあるようです。

言われたように人口が世帯の約倍、7千人ぐらいで、この町の特徴を見てみますと、スーパー、ドラッグストア、大型小売店というのが町内にないと。全体で4km<sup>2</sup>ちょっとぐらいの小さな町だったわけです。町内の買い物の場というものが無いのではと、こういうものを誘導するためにこのような条例を制定されたのではないかと推測はしております。

現在の鞍手町におきますと、大型小売店、ホームセンター、コンビニエンスストア、こ

ういったものが結構建っております。三宅町のように大型店、これは面積要件とかがあったので、大型店を優遇するような条例を制定するということになりますと、今度は既存の小売店の経営を圧迫するということにも繋がるということもありますので、今のところこういった条例を制定するというのはちょっといかなものかなということ、担当課の方では考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ただこの条例には雇用促進奨励金の制度等があるみたいなのですね。ですから町内での雇用や定住移住に繋がる部分については今後参考にして考えていきたいなとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

その通りなのです。商業施設等をどんどん持ってこいとかと言っているわけではないのです。そういう人達、そういう建物、つい最近大型スーパーが来ましたが、実際170人ぐらいの雇用をしましたというような話があります。

しかし殆どがパートさんなのですね。2～3時間なのか分かりませんが、そういうパートさんが殆どです。百何十人雇ったとしても若者がずっと仕事出来るような状態ではないのですね。

この雇用促進奨励金、そういうものも先程の商業施設のところに入っているのです。こういうものも当然今後見て行かないといけない。大きいスーパーが来て人を雇ったからいいのではないかとなくて、地元の人を雇ったら何時間という雇用、何ヶ月の雇用、何年雇用とか、そういうものをするという約束の下での雇用促進奨励金、そういうものもあるのですから、これは工場等設置奨励にもおそらくそういうものがあつたはずですね。あつたと思いますが、定かではないのですが、雇用に促進しましょうというようなものがありますから、工場等設置奨励にはこの奨励金はないのですが、雇用促進をしましょうというような文言が入っています。

そういうものも考えれば、商業施設等ですからあくまでも自分は3次産業という呼び方をしての話をちょっとしていますので、その辺から考えると、やはり今後鞍手町が進むべき道は、今のままの雇用体制で企業さんを雇用体制でいいのか、今後これからのいろいろな3次産業を呼び込んで、この町で暮らしながら、この町で働いて、ずっと親子3世代で生活出来るような町にして行くのかどうかというのはこれからの政治手腕とか、町の考え方にもよると思うのですが、その辺を町長お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。

そうですね、やはり雇用拡大となりますといろいろな職種があると思います。例えば、光回線があればインターネットで、さっち東京でなくても、こんな田舎でも光ネットが繋がっておけば、こちらでプログラミング等が出来るではないかとか、そういった知恵を絞ればいろいろな分野の仕事というのが生み出せるかと思います。

ですから、そういったことは今後行政内部、竹内議員さん等も知恵を借りながら、いろいろな部分において広めて行きたいとそのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

竹内利一君。

○5番 竹内 利一君

これからも、今までもそうですが、若い世代が求職希望は第3次産業が多いので、それを地元で働けるように是非これから邁進していただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

以上で竹内利一君の質問を終了します。

次に、12番議員 須山由紀生君の質問を許可します。

須山由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

JR鞍手駅の無人化について、通告に従いまして質問をいたします。

JR九州は筑豊線の若松駅から直方駅までの間、この間の鞍手駅を含む7つの駅について、来年3月から無人化にする意向を新聞各紙で発表しています。

この件は、この鞍手町にも事前に多分伝えられていたのでしょうか。また伝えられていけば、その通知時期が何時頃か、そしてその時の町としての対応はどういう対応をされたのか。

また、その時の回答や町の考えを述べられたのであれば、どう回答をされたのか町長にお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、経緯については、担当課の地域振興課長に答弁をさせます。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

お答えをいたします。

鞍手駅の無人化につきましては、JR九州から具体的な内容につきまして説明をしたいという申し入れがあったため、本年6月16日、総務課長と私が対応をいたしました。



当日は先方の営業担当部長等が来庁されまして、資料を基に口頭で無人化ということについて説明をされました。正式な文書については、後日提出するとのことでしたので、その旨を上司に報告いたしまして、回答については正式文書を待って行うということとしていました。しかしながらテレビ、新聞等で無人化が広く報道されたために、本年11月14日、鞍手町長、直方市長の連名で無人化には反対をするという旨の要望書を九州旅客鉄道株式会社代表取締役社長宛てに提出をいたしました。以上です。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ではその時、町長は対応されてないということですね。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

先方の方から実は町長、直方市長が対応するというにしていたのですが、先方がどうしても役員、社長が対応出来ないということでしたので、鞍手町としては副町長と私、直方市は総政策部長と商工観光課長の4名で陳情に参りました。以上です。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

はい、分かりました。

その説明の後、JR九州は無人化後はインターホンを通じて遠隔地のオペレーターが対応するスマートサポートステーションを導入するとしていますが、そのスマートサポートステーションを実際に私が見たことも、使用したこともありませんので、具体的なことは分かりませんが、例えば視覚に障害のある方や聴覚に障害のある方がこのシステムに100%対応出来るのでしょうか。私はその辺がかなり心配でなりません。駅員の方が常駐されていても全国では視覚障害者の方のホームからの転落事故が何度も起きています。

ちなみに12月2日、RKBテレビでは過去6年間の駅ホームからの転落事故は415件と報じられていました。その他にも事故や災害時の列車の遅れ等、聴覚障害者の方にはどう伝えるか等、障害者の方には多くのリスクが生じるのではないのでしょうか。

実際にいま現在、JRを利用されている多くの障害者の方から、そういう不安な声が沢山寄せられています。新聞やテレビのメディアでも何度もこれは取り上げられ、報じられているのではないのでしょうか。私が申し上げるまでもないと思います。

そういう中、今年4月に公的機関が障害者への配慮を義務づけた、障害者差別解消法が施行されました。こういったばかりに、この無人化は本当に世論を無視した、法を無視したかなりこういったものに矛盾が生ずるJRの無人化対策ではないのでしょうか。

この前、鞍手町から配布されました障害者差別解消法のパンフレットですが、この中にも

書いてあります。車椅子の利用者が電車に乗る時や降りる時には、それぞれの駅で連絡を取り合い、駅員が手助けをすると真ん中の方に載っていますが、駅が無人化になれば誰がこういうことをするのでしょうか。本当はかなり問題があるのではないかなと思っております。

是非この無人化の撤回を、障害者の代弁者として。

先程、地域振興課の課長が答えられましたが、町長や直方市の方からも再度申し入れに行かれていますということですが、当鞍手町長の方からも最後まで障害者の代弁者として申し入れをして頂けないでしょうか。町長のお考えをお伺いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。須山議員さんがおっしゃるように、障害をもたれた方がどこかで、そういう不便がないように、いろんな部分を想定しながら、これから取り組んでいきたいなとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ありがとうございます。是非障害のある方達のため、また多くの障害のない健常者の方達も鞍手駅の無人化にはほとんどの方が反対をされていますので、是非今後ともよろしく願います。

その他にも障害者の方以外からも定期券の購入が出来ないとか、無賃乗車が増える、駅舎や周辺の風紀が乱れる。また、自転車等の盗難が増える等々、治安の面でも多くの問題が疑問視されています。これはJRだけの問題ではないと思います。当鞍手町としての問題でもあるのではなかろうかと思えます。こういう問題に対してJRはどう考えているのか。

また、鞍手町としてもどういう考えをお持ちになっているのか。この件に関しても町としての具体的な考えや対策がございましたら是非、教えてください。

○議長 星 正彦君

地域振興課長。

○地域振興課長 立石 一夫君

現在、鞍手駅の切符の購入状況ですが、これは近距離切符のほか、新幹線のチケット、切符式の定期券、このようなものは鞍手駅で購入出来ます。

しかしながら無人化になりますと、近距離切符のみの購入しか出来ない。そうなりますと定期券等につきましては、近隣のみどりの窓口のある直方駅か折尾駅等で購入しなければならない。その点ではサービスの低下はありますとJRも言われていました。

それから先程申しましたサポートセンターの監視の状況ですが、これについては駅のホーム、それから駅の駅舎内に監視カメラを設置いたしまして、今まで死角になっていた場所についても24時間体制で監視をいたしますと。例えば危ないところに人が行っていたりする

と、そこはスピーカーでそこは危ないですよとか、先程言いました視覚障害者の方についても、そういう点ではもし、そういうことがあれば遠隔操作でスピーカーでお知らせをするということは聞いておりますが、ただ、現状でも鞍手駅周辺には人目の行き届かない状況があります。治安については、これまでも課題がございました。カメラが設置されたからといって、本当に鞍手町で同じ成果が得られるかどうかというのは今後検証していく必要があるかと思えます。

先に無人化に取り組んだ香椎線では大きな問題もないということではございましたが、果たして鞍手町で同じことが出来るかというのは、今後検証していく必要があると思えます。

J Rには今のところなかなか無人化を変えるのは難しいというお話も聞いております。これに対して何らかの見守り、或いは緊急時のサポートは出来ないかということで、今、町として駅の駐車場の指定管理としてJ R九州レンタカー&パーキング株式会社というところに駐車場の管理を委託しております。ここは朝の6時から夕方8時まで社員が常駐しております。ここと今協議をしまして、そういう見守りが必要な方がおられる時に何とか見守りが出来ないかということの協議をしている段階でございます。

それと先程の駅サポートの話ですが、事前に予約があれば、例えば車椅子等の対応は出来るということではございました。以上が私どもがJ Rから聞いた状況でございます。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

ありがとうございます。そういった対応がされるということですが、監視カメラで緊急時に、例えば放送しても聴覚に障害のある方はどうしようもないですね。

先程私が言いましたように、100%の無人化になった場合は、対応出来ないと思えます。その辺も含めて再度、当鞍手町としては出来るだけ無人化の撤回をお願いするようにJ R九州とお話をして頂きたいなと思っております。是非よろしく願います。

仮に無人化になった場合に、鞍手駅及び駅周辺は北九鞍手夢大橋、鞍手インターチェンジと合わせて鞍手町の玄関口だと私は思います。そういう意味では町長が常々公言されておられますL字ライン、そして先程も出ました病院の立地場所等も、その辺に建設すると言われていましたが、L字ライン構想の鞍手駅も1つの入り口ではないかと思っております。

この入り口周辺が活性化することにより、鞍手町の発展はどんどんと次に繋がっていくのではないかと私は思っております。

これは例えですけれども、テレビにもよく出ております田川の伊田駅のように、田川市が買い取りをして、そして民間にしてもらおうというようなことがニュースにもよく出ておりますが、こういった田川の伊田駅のような何か良い考えをお持ちになっていないか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

まず、1点ですが、田川の伊田駅は町が買い取ったという話ですが、一応鞍手駅舎は町の財産になっています。当初から前々の前、中川町長さん時代から駅前開発の件がずっと懸案事項としてあります。私としてみればやはり須山議員さんがおっしゃいましたように、私の考えは昨年3月に北九鞍手夢大橋が開通いたしましたし、そしてまた、行政報告でさせてもらいましたが、あそこはグニャツと取り付け道路が曲がって、皆さんにもご不便をお掛けしていますが、それも来年度から工事が着工になるということで、なお一層鞍手駅周辺が活性化してくるのは須山議員さんが言われた通りだと、私もそのように考えております。

ですから、当然のことながら駅周辺開発もL字ライン構想の中に、私の中にはありますので、その辺のところもしっかりと考えていきながら、今後、対応していきたいとそうように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

須山 由紀生君。

○12番 須山 由紀生君

鞍手駅は町の財産というのは私の認識不足で知りませんでした。

それでは尚更のこと、この町の財産としてあの辺りをどんどん活性化して頂くように再度お願いしたいと思っております。

そしてまた、行政のスタッフや町民の方、そしてまた、多くの皆さんのいろんな知恵をお借りして、駅舎や駅周辺が活性化していくことを是非私も期待をしております。

それと同時に最後に何回もお願いしますが、JR鞍手駅の無人化の撤回をお願いして頂くことを願ひまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 星 正彦君

以上で須山由紀生君の質問を終了します。

次に4番議員 宇田川亮君の質問を許可します。

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

一般質問は長くなって、それでも今年最後の一般質問で大取りを務めさせていただきますので、最後までよろしく申し上げます。

それでは通告に従ひまして、3点について質問をいたします。

まず、1つ目は、教育現場の透明化と、モラルの改善についてです。

実は先日、私のところに匿名の手紙が届きまして、町内の複数の保護者だと思っておりますけれども、地域の学校と教育を良くしたいと願うという中身の手紙ですので、その内容が事実かどうかも含めて是非お答えいただきたいと思っております。

まず、1点目が教員や公務員の飲酒運転、もしくは酒気帯び運転による事故等が報じられていますが、事故を起こさないまでも深酒をして翌朝通勤をするということがないよう飲酒運転防止の指導と対策をどのように行っているのかお答えください。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

お答えいたします。

綱紀の厳正な保持及び服務規律の確保につきましては、かねてから機会ある毎に注意を喚起してきたところでございます。

しかし最近県内で飲酒運転や、わいせつ行為等、公務員である前に社会人としての常識に欠ける不祥事が相次いでおり、誠に遺憾であると考えております。

鞍手町教育委員会では昨年、不祥事対策委員会を設置し、職務の遂行の公正さに対する町民の疑惑や不信を招くことのないよう率先垂範して、綱紀の保持に努め、臨時職員や非常勤職員等を含む、全職員の指導の徹底を図ってきたところでございます。

具体的には福岡県飲酒運転撲滅運動と連動し、つまり飲酒運転はしない、させない、許さない、この運動と連動し、飲酒運転撲滅に向けた取り組みの周知徹底を、各学校に対しまして行っているところでございます。

これにつきましては、必ず6月までに報告を上げるようにというふうに各学校に指導しているところでございます。

それから2つ目は、校長による職員面談を実施しているところでございまして、これは人事評価の時期と合わせまして実施をしております。

これによりまして、例えばアルコール依存症があるかどうかですね、いろんなストレスを抱えているかどうか、こういうことを交えまして、飲酒運転は絶対駄目だという形での面談をしているところでございます。

3つ目は、県教委が作成しましたところの不祥事防止の手引きがございまして、これを所属職員の研修に使っていくということです。必ず研修を学期ごとに打ち込むということで、まず、周知徹底、職員面談、そして職員の研修ということで、不祥事対策を講じているところでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

そこそこの学校によって違うと思いますが、PTAとの食事会というか飲み会、懇親会とか或いは、私も10年近くPTA会長をさせて頂きましたので、その辺はよく参加させて頂きましたところなのですが、平日、次の日が学校でもそういうものがあって、なかなか遅くならないようにということで皆さん帰っていたと思いますが、例えば次の日にアルコールチェックとかということも、是非行う必要があるのではないかとというふうに思うのですが、そういう具体的な対策というのは行っているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

教育長。

## ○教育長 水摩 幸隆君

それは先程申しましたように、この県からの通知文の中に事細かく書いてあります。ちょっとご紹介するならば、例えば不祥事防止のためのチェックリストということで、各職員に全部配っておりますが、例えばこの程度ならば大丈夫だろうという思い込みで行動していませんかとか、過度の飲酒にふけったり、そういう相応しくない行為を行わないように日頃から心掛けていますかとかというチェックリストやら、例えば飲酒の量についても事細かく、例えばビール中瓶1本なら、これが完全になくなるまでに4時間掛かると。それでは3杯飲んだらどうなるかと。12時間掛かるだろうと。深夜12時まで飲んだら次の日の12時までアルコールは抜けないと。だったらこれは酒気帯び運転なのかというような事細かな県からの内容がありまして、これについて下ろしているところでございます。

それから2次会は強要しないとか、それからハンドルキーパーを必ず職員で忘年会をすることがありましたら、ハンドルキーパーを必ず1人作ると。この人は酒を飲めないタイプの方、こういうものを付けるとか。それから沢山ありますから、こういうことについて例えば処分規定もそうです。懲戒免職とか酒気帯び例えば0.15から0.25まではこれは酒気帯びと。0.25以上でありますとこれは飲酒運転ですから即懲戒処分、懲戒免職と。

そういうような罰則規定を含めまして、とにかく口を酸っぱくしてやると。それから自分のパソコンの一角、机のどこかに撲滅運動シールを貼るようとか。そういうことまでやっています。まるで小学生、中学生に指導するようなこういうところまでやっております。しかし今、議員が御懸念のような飲酒運転が後を絶たない。そういうことで先程申しましたように個人面談をし、そしてアルコール依存症等の傾向があるならば早く医療機関に掛るよというところまで進めているところでございます。

## ○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

## ○4番 宇田川 亮君

今言われた指導の中身だとか、チェックリストだとかということについては、恐らく教育者たる者全部言われなくても分かっているというふうに思うわけです。

私が言っていますのは、これは2番目に入りますけれども、公務員の不祥事も必ず実名で報道されるわけです。それを抑制するために頭では分っていても、その日ついつい深酒をし過ぎて、でも次の日学校に行くとか、職場に行かないわけにはいかないとかということもあるわけです。

民間で運転する業務がなくても出勤したら必ずアルコールチェックをしている会社というのも増えています。町内にもあります。ましてや公務員の不祥事が先程教育長も言われていましたけれども、後を絶ちません。この筑豊地域、直鞍地域でも何件かあっております。

町職員も含めたアルコールチェック、朝来たら必ずアルコールチェックをすると。これをすれば人それぞれ体質が違いますから出る人もいれば出ない人もいると、同じ量を飲んででもですね。そういうことも分かりますし、次の日アルコールチェックがあるからここで止めて

おこうという抑制にもなってくると思います。そういう具体的な方策も必要になってくるのではないかというふうに思うわけです。町長の答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

ありがとうございます。そうですね、今のところはアルコールチェッカー等を役場としては使っていないのですが、今教育長も申しましたように職員に対しても綱紀肅正の徹底を今のところ図っているところでございます。

そうですね、アルコールチェッカーをとということになりますと、これまた予算面も生じてきますので、今のところしっかりと綱紀肅正を常に喚起、注意しながらやっているところでございます。ですからどうなのですかね、アルコールチェッカーはいくらか知りませんが、そんなにあれでなければ導入してもいいのかなと思います。こういうものを導入するのならば、もっと教育の方に心を注ぎ込んだ方がいいのではないかという思いもあるし、いたし返しの部分がございます。この辺ところは当然のことながら、飲んだら乗るな、そして深酒をしたら朝引っ掛かりますよということは何時私言っておりますので、今後もそういう注意喚起を続行していきたいと。そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

実は労基署でもこのアルコールチェッカーは置きなさいという指導もしているわけです。ただ、労基署の場合は、例えばアルコールが残っていても、それは道交法の関係で、通勤で引っ掛かるだけで、アルコールが入っているからといって仕事をしては駄目ですよということ、これは職業にもよりますよ。当然飲食店のサービス業だとかはお酒も入るでしょうし、そういうものもあるとは思いますが、労基署の方もアルコールチェッカーを置きなさいという指導もされてあるということは申し添えておきたいと思います。

それともう1つは、やはり目で見て記録として取っておいた方が分かりやすいし、町民保護者の方も納得するわけです。私は飲んでいません、出ていません。でも子どもたちが近づいたらお酒臭いとかという話になれば、そこはまたいろんな噂も立ちますし、そこはただ、指導するだけでなく目に見える形で、何か対策を練る必要があるのではないかというふうに思いますので、もう一度考えて頂きたいというふうに思います。

次にいきます。

次にSNS等を使った教員と保護者等との個人的なやり取りは、時と場合によっては必要なこともあるかも知れません。しかしそれが不適切な関係に発展したり、誤解を受けたりするという可能性もあります。教育委員会や学校でどういう指導と改善が行われているのかお答えください。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

保護者とのメールのやり取りにつきましては、緊急時にPTA役員と部活動関係保護者と行っている教員が数名いるということは確認をしております。今年9月の初旬でしたか新聞報道で教師と生徒との間でのメールのやり取りにより、わいせつ事件へと発展したことから本町の校長会で本年度中に保護者、生徒とのメールのやり取りに関する内規を定めるように指示をしたところでございます。本当に恥ずかしい限りでございます。

一昔前は携帯等はありませんでしたから、こういう事案はなかったわけです。こういうようにラインとかSNSとかということでも容易くやり取りが出来るということで、不祥事に発展する可能性を多分に含んでおります。一定のルールがいるということでは、校長会で合意を得ておまして、本年度中に各学校において一定のルールを定めるということで確認したところでございます。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

私も部活動で遅くなった時とかに、いろんな対応があるわけです。全て駄目ということにはならないと思います。やはり必要な時はあると思います。緊急時とかですね。だけれども今教育長が言われたように一定のルールが必要ですし、外の保護者等に何か疑いの目で見られるとか、変な噂が立つとかということがないように、是非取り組んで頂きたいというふうに思います。

次にいきます。

学校現場で不透明な特別会計があるということも書かれてありました。これは実態も含めて是非教えて頂きたいと思います。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

町内全ての小中学校において入学式、卒業式、運動会、これにおきまして各区よりご祝儀を頂いております。3千円、3千円、3千円と9千円ですか、私の山ヶ崎も9千円包んでおります。これらの収入につきましては出納簿、領収書、貯金通帳等の諸帳簿を備え、適正に処理をしておりますが、大半の学校で監査等のチェックが未実施であります。今後は第三者監査員等を取り入れる等、一層の会計の透明化を図っていくことにしております。

これも本年度中に出せということで指示をしております。申し訳ございません。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

いずれにしても保護者が見えにくいところが沢山あるわけで、その辺明らかにして頂いて、



今の特別会計で不透明な会計収入についても、ルールを決めて統一してやるということで是非お願いし、分かり易いようにして頂きたいと思います。保護者とPTAが確認出来るだとかというのも含めてよろしくお願いします。

最後に教育の人事に、例えば教育ですから教員の人事ですからこれは町ではなくて県になるわけですが、議員が介入しているというような噂、どこどこの議員さんと仲が良いから、もう次は決まっているよとかというような話も出てきているようです。実際にそういうのがあるのか。あるとは答えられないとは思いますが、鞍手町で言うなら政治倫理条例とか、職員の人事とかに議員が介入してはならないというようなこともありますけれども、そういうものも含めて、これも疑いをもたれないように是非やって頂きたいというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

そういうことは断じてありません。あつてはならないことをごさいますて、県の人事異動方針、それから昇進人事に関しましても、このことにつきましても口が酸っぱいほど指導があつているところをごさいます。あつてはならないことをごさいます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

教育長から明確な答弁を頂きました。

2点目の質問に移ります。

2点目は、自衛隊の体験学習についてお伺いしたいと思います。

戦争法成立以降、自衛隊への志願者が激減しています。自衛隊は入隊募集を担当する広報官を各学校に派遣し、進路指導者やクラス担任の経歴を把握する。また3年生のクラス担任が自衛官になることを薦めてくれる等、詳細なアクセスチェックシートを作って、学校にどれだけ入り込んで協力が得られているかをリサーチしています。

そこでお尋ねしますが、鞍手町での自衛隊体験学習の実態を教えてください。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

本年度は3年生を対象に行っているようです。

今年の6月、7月に近隣の各事業所に生徒数は138名が参加しております。主な事業所の内容は学校関係やら、販売所とかありますが、この中に自衛隊がありまして、女子が4名、男子が2名、計6名が参加しております。去年は統合の関係で実施しておりませんということでもあります。

その前の年はどうかということとはちょっと2校が統合しておりますので、資料が揃わなか

ったのですが、何件かあったように聞いております。

実態につきましては、あくまで生徒の希望をとりまして、学校が各事業所と連絡調整を行っております、生徒の希望を最優先しているというふうに聞いております。

そして送迎等につきましては、自分で行く、公共機関を使う、遠方の場合は例えば、飯塚に自衛隊の駐屯基地がございますが、そこまでは保護者が連れて行くと、こういうことで家庭と子どもの中で十分な話し合いが出来て、それを希望したならば、そこについては家庭でもって責任をもって引率して頂くというふうに聞いておりますが。

以上でございます。

#### ○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

#### ○4番 宇田川 亮君

それこそ南スーダンに駆け付け警護だとかいうのも閣議決定されて、亡くなったら6千万円から8千万円だと。そういう行く人が少ないからお金で釣るとかというようなことで、防衛省も戦略的に希望する自衛隊員を募集しているわけです。先程言いましたアクセスチェックシートを、どの学校が入り易い、アクセスし易い、迷彩服を着た自衛隊員がその学校に行ってどんなにやり甲斐がある仕事かということの説明するとか。そういうことをやっているわけです。

実は新日本婦人の会というのがあって、そこが10月に防衛省の要請行動を行いました。その中で体験学習は進路の斡旋という捉え方をしているのかという質問に対して、防衛省は学校からの要請でやっている。PRではないと回答しています。つまり学校が要請しないことには自衛隊は動けないというふうに防衛省の方は明言しています。

だけれどもピーク時には1年で5万人を超える自衛隊員が入隊していたのが、去年は2万5千人と激減です。教育の現場に昨年戦争法が成立して、戦争する人づくりをするとか、そういうものを持ち込むとか、いくら家庭が親子さんと十分話し合っていて連れて行っていますと言っても、それはやはり止めるべきだというふうに思います。

国連の子どもの権利条約というのがあります。この34条で15歳未満の軍隊徴募は、子どもの権利条約で全く禁止されています。そして自衛隊員募集のための中高生への戸別訪問、また職場体験学習での勧誘は出来ないということにもなっています。

中学生への勧誘については、これは国会でも承認というか、駄目ですよということに対して承認しています。そういうことからいくら親子さんと話し合っているのではないかというようなことですが、これは自衛隊体験学習というのを是非止めて頂きたい。今後一切やらないで頂きたいというふうに思います。

直方市ではやっているのか分かりませんが、宮若市、小竹町でもやっていますけれども、勿論飯塚の駐屯地だとか行っていますけれども、全国的にも増えているのです。

ただ、一番酷いのが中学校で職場体験というか、自衛隊員が何人か行って、疑似ナイフを持たせて人を殺す訓練をしていると。こんな酷いことまで職場体験なり、自衛隊の学習とい

う形をとってやっているところもあるのです。

本当に恐ろしいと思います。正に人を殺すための人づくり、それを教育に持ち込むというようなことになっていると思うので、是非とも自衛隊体験学習自体中止して頂きたいと思います。もう一度答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

職場体験の学習の基本的な考え方は、生徒が事業所等の職場で働くことを通して、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする活動でありまして、生徒一人の勤労感、職業感を育てる教育であります。

これがいわゆる職場体験学習の狙いでありまして、今議員ご指摘のように大変心配される事態が最近警護という問題等ございまして、今おっしゃったように自衛隊の中でひょっとしたらそういうような危機感から強引な勧誘やら、あってはならないような指導が行われたりとかというようなことが当然予想されます。そのことにつきましては事業所に対してきちんと申し入れをする。

それから子どもたちの思想、信条の自由に抵触するようなそういう指導、不当な勧誘、それから銃器に触れたりとか、それから写真を撮って広報、PR、自衛隊の広報誌に載せたりとかということのないように、一定の申し出はしていきたいと、こういうふうに思っております。

議員ご指摘の件に関しまして、十分頭の中に入れて、実施するように指導しておきたいと思っております。

今のところ学校に対して中止しなさいという指導をするという考えはありません。というのは、生徒の中には救助活動等を通して自衛隊の光の部分ということについて、共鳴をもって体験をしたいという希望をもっている子どももおりますし、保護者の中では自衛隊関係者の方もおられますのですから、そういう配慮を下に総合的に判断していきたいと。

そして平和学習の充実、発展に努めるよう職員も校長に対しても指導していきたいと思っております。

私の教育長という立場で教育内容にくちばしを入れるということは余りしたくないわけです。

教育課程の編成権というのは、あくまで校長にあります。私どもの仕事は快適思考、条件整備、そういうものにもっと趣をもって、学校にもう少し自由、活発な教育が行われるようにしていきたいと。今ご懸念の件に関しましては、機会を捉えながら校長会の折に伝えていきたいと思っております。

お答えにならないかも分かりませんが、以上のような考え方でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

教育を自由活発にやって欲しいと言っても、やはり今自衛隊員に入る人が少ない。これは防衛庁の戦略でやっている部分があるのですよ。本当に愛国心を育てて、自衛隊または軍事に関する安全保障に関する教育をもっとやって、で安全保障教育を必修科にしようというような動きもあるわけです。私はいくら自由活発にとっても、今の状況から見て南スーダンで人を殺し、殺される可能性がある、そういうところに自衛隊は行かないといけないというような、もっとそれが広がって来るような状況下にある中で、いくら自由活発に幅広く選択出来るようにとは言っても、私はそういう鞍手町の子どもたち、日本の子どもたちを戦場に行かせるような、そういう教育を取り入れて頂きたいと。是非止めて頂きたいと思いません。

教育長の考えは、私は学校長に教育課程は任せていますと言うことですので、私はこれからこの実態を知らせて、全国的な殺す格闘訓練までするようなどころも出てきているわけです。ここがしているとか、してないという話ではないですよ。そんなことまでしているようなことがあるのですよと。正に学校が狙われています。ですからこれを伝えて学校長に中止するように、皆さんに訴えていきたいというふうに思っております。

○議長 星 正彦君

教育長。

○教育長 水摩 幸隆君

ちょっと言い忘れたのですが、この事業所選定につきましては、今までやってきたからということではなく、毎年毎年学年会、職員会議で十分に論議をして選定して、チェックに載せる、載せないを検討してもらうように再度、こういう機会を捉えて校長等に伝えて行きたいと思えます。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

是非、職場体験の具体的にどういう体験をされたのかということも含めてチェックして頂きたいと思えます。

最後にRDF発電事業についてお尋ねします。

福岡県と電源開発株式会社は平成34年度末をもってRDF発電事業から撤退の意向を伝えました。これを受け11月18日、RDF発電事業の幹事会でもこのことは確認されております。本事業の終了に当たって解体撤去費用や出資金等について、今後新たな覚え書きを交わすということになっているようです。それに向けての協議が行われるということまではお聞きしております。

町とじん芥組合はどういう立場で、どういう方向性をもって協議に臨まれるのかというのを教えて頂きたいと思えます。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

発電施設の解体撤去費用は概算で約11億円と見積もりが出ております。それと福岡県と電源開発株式会社の出資金は共に2億8千万円で、また平成34年度末の決算に余剰金が発生した場合は、出資割合により配当金を支払うようになっております。

本町及び組合としては、この出資金及び配当金については、県には発電所の解体撤去費用に充てるよう出資金及び配当金の放棄を他の組合共に要望していきたいと、そのように考えております。

しかし電源開発株式会社は民間企業でありますので、出資金及び配当金の放棄は難しいのではないかなど、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川 亮君。

○4番 宇田川 亮君

もう1つは撤去費用で今町長が言われましたが、11億掛かると言われておりますが、これについて契約書では各設置組合が分担してお金を出して撤去しなさいという形になっております。県は一切お金を払わなくてもいいということになっておりますけれども、それに向けて撤去費用は是非県に出して頂きたいと。県が指導してやってきたごみ処理方法ですから、最後までそこは面倒を見て頂きたいということで、参加市町の議会でもそれぞれ県に対しても意見書を上げようということにもなっております。

同じ立場で町長が立って頂いて、私たちは後押しするような形でいきたいというふうに思っております。町長の考えをお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。我々は宮若市とうちと小竹町、3首長がおります。今議員さんが言われたことを首長の中で話をさせて頂きまして、その方向性に向けてやっていきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

以上で宇田川 亮君の質問を終了します。

これで全ての一般質問は終わりました。

この際休会についてお諮りします。

明日13日を休会としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日13日を休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 16時23分

平成28年鞍手町議会第5回定例会会議録（第3号）						
平成28年 12月14日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
開閉会日時		平成28年12月14日 午後1時00分			星 正 彦	
及び宣告 閉会開議						議長
		平成28年12月14日 午後1時33分			星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊 井 照 明	出 欠	1 1	岡 崎 邦 博	出 欠
	2	須 藤 信 一 郎	出 欠	1 2	須 山 由 紀 生	出 欠
	3	川 野 高 實	出 欠	1 3	須 藤 敏 夫	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	出席 13人	5	竹 内 利 一	出 欠		
	欠席 0人	6	田 中 二 三 輝	出 欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出 欠		
		8	鯨 坂 省 治	出 欠		
		9	栗 田 幸 則	出 欠		
	10	久 保 田 正 之	出 欠			
会議録署名員	9	栗 田 幸 則		10	久 保 田 正 之	

職 務 出 席	議会事務局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務局長補佐	武 谷 朋 視	出 欠
	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	白 石 秀 美	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進課長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興課長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権課長	守 田 純 子	出 欠	上下水道課長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民課長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康課長	松 永 憲 昌	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 平成28年第5回鞍手町議会定例会議事日程

12月14日 午後1時開議

### 第3号

- 日程第1 議案第81号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第82号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第83号 鞍手町税条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第84号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第85号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第86号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第87号 平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第88号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除
- 日程第9 議案第89号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期目標
- 日程第10 議案第90号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区管渠築造工事（第65工区）請負契約の変更



平成28年12月14日（第3日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第81号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

人勤に基づいての条例改正ですけれども、これによって鞍手町職員の、主には手当の部分になるとは思うのですが、給与、手当がどのように変わるのかを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

給料に関しましては年間で81万4,648円増額となります。1人あたりにしますと、1月分の増加額は約496円になっております。

勤勉手当につきましては、0.1月分引き上げとなりますので、全体といたしまして489万6,286円となり、1人あたりの平均にいたしますと3万5,739円となります。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

給与に関しては1人あたり月に496円ということですので、年間5千円弱ということになると思うのですが、これによって、今まで低いと言われていました鞍手町のラスパイレス指数はどういうふうに変わって来るのかというのを教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

国もその分が上がっていますので、ラスパイレスとしては今と変わりはありません。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第81号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第81号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第82号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第82号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第82号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第83号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

**○4番 宇田川 亮君**

提案理由については、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する云々と書いてありますが、町の中で対象となるものがあるのかどうか。それと具体的に何処がどういうふうに変ったのかというのを教えて下さい。

**○議長 星 正彦君**

税務住民課長。

**○税務住民課長 久保田隆一君**

お答えいたします。

この外国人等の国際運輸にというこの法律につきましては、運行関連につきましては、今回対象となる外国というのは、台湾だけということになっております。

今お尋ねにありました対象がどのくらいかというのは、台湾の方で生まれた利子配当等に対しての取り扱いとなります。それで現状としてはどのくらい対象者がいるのかというのは把握出来ておりません。

また、大体どんなのかということでありましたが、今言いましたように、台湾で発生した利子配当等に対しての収入に対して分離課税として3%の住民税所得割を課するという事になっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第83号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第83号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第84号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第84号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第84号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第85号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

まず、歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の14頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費について、14頁から21頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について、20頁から33頁まで質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

次に進みます。

6款 農林水産業費から8款 土木費について、32頁から41頁まで質疑はありませんか。

栗田幸則君。

○9番 栗田 幸則君

32頁の畜産業費で5,893万3千円、これは国の補助金と思いますが、そういうお金が入っております。

議案の説明書の中には平成29年度に予定した畜産酪農収益力強化整備対策事業を前倒

ししてとなっております。

この畜産酪農収益力強化整備対策事業とはどのようなものでしょうか。

○議長 星 正彦君

農政環境課長。

○農政環境課長 篠原 哲哉君

お答えいたします。

総合的なT P P関連政策の大綱に即しまして、畜産酪農等の体質強化を図るために省力機械の導入等による生産コストの削減や進出向上など、収益力生産基盤の強化が必要となることから、施設整備や機械導入など競争力強化に向けた基盤整備の構築や、生産性向上等、地域の畜産の安定経営発展に資することを目的としております。

事業としましては、施設整備事業、機械導入事業、調査・実証・推進事業という3つの事業があります。補助率につきましては施設整備事業、機械導入事業は、消費税を除いた額の2分の1、調査・実証・推進事業は定額でございます。

但し、施設整備事業には基本事業費というのがあります。今回ウインドレス鶏舎を建設する予定にしております。ウインドレス鶏舎の上限が、㎡当たり4万8千円となっております。その2分の1が補助金として計上しております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から12款 公債費について、40頁から49頁まで質疑はありませんか。  
岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

45頁の高等学校費で、定時制高校の管理費として修繕料が88万9千円、工事費が193万1千円ほど上がっています。この中身についてお願いします。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

先ず初めに修繕料でございますが、これにつきましては、茶法室が老朽化しておりまして、これの畳替え及び天井、それから床の張り替えと、もう1点が保健室の床の張り替え、これを合わせまして88万9千円の追加をさせていただいております。

工事費でございますが、工事内容につきましては高圧受電設備、いわゆるキュービクルの更新に要する費用として、当初予算で820万円計上させていただいておりましたが、この工事に関連した新たに高圧受電設備までの、外から中の電線ですね。これの引き込み線老朽化が判明いたしましたことや、もう1点電線が校門に向かいまして右手側の坂の部分ですが、民地から伸びてくる樹木に接触して維持管理に問題があるということから、これを受けまし

て、左側の運動場側に電柱線を移設するという工事も含めたものでございます。この金額が追加として193万1千円ほど追加させていただいております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

中学校の需用費、光熱水費が270万円程度出ていますが、当初どのような見積をされていて、何が理由でこういうふうな増額になったのか、その辺の説明をして下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

当初予算の見積は、前年の昨年開校しました1年間の統計により算出をしております。

今回追加で269万6千円の追加の理由につきましては、当初予算よりも水道料で14万1千円、電気料で255万5千円の不足が3月までに予測されるために追加をさせていただいております。

これの大きな理由といたしましては、特に電気料につきまして本年1月の寒波による電力の使用が非常に多くなったことから、最大需要電力というのがありまして、これが最大値を1年間の記録をしました。その後に1年間この最大需要電力というのが基本料金に反映されます。そのことが一番の要因でありまして、その後夏場に猛暑がありましてエアコンの使用が増えたということが、この電力料に大きく影響しているというふうに分析をしております。

以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

鯉坂省治君。

○8番 鯉坂 省治君

45頁の役務費、生徒バス通学費が220万円ほど減っていますが、この内容を教えて下さい。

○議長 星 正彦君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

この減額の理由につきましては、スマイルバスは宮若、泉水、倉坂線の路線の4月から9月の生徒の利用実績によりまして、3月まで見込んで不用額が出てきましたので、それを減額しております。

理由の分析としましては、土曜日、日曜日それから夏休み期間の生徒の利用が少なかった

ことが減額の原因と考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

49頁、公債費で長期債償還利子がマイナス1,400万円ほど上がっています。この中身と理由について教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この理由としましては、まず利率の見直しがあつています。平成17年に発行しています減税補填債2,160万円分、それと平成17年に発行しております臨時財政対策債の2億5,690万円に対しまして、当時利率2%のものが0.1%に見直されましたのでこの補正を行っています。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

当初2%が0.1%ということなのですが、見直された理由というか、主な原因というのはどういうふうにあるというふうに考えているのでしょうか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この利率の見直しは、発行した当時の利率が当時の経済情勢に基づきまして、この2%というのが出ております。これが見直されまして0.1%になったと、現在の長期の利率の見直しがありまして、それに基づいて見直したということでございます。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑をお受けします。

8頁から13頁について質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

13頁の土地売り払い収入と、家屋売り払い収入がここで483万7千円と9万1千円ほど上がっております。

この場所はどこなのか、中身についてお願いします。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

これは2件ありまして、1件が小牧の藤郷と中山城ヶ崎になります。

9月の補正予算の第2号におきまして、最低制限価格を計上しておりましたが、8月30日に入札を行いまして金額が確定したため、今回補正として上げております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第85号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第85号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第86号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第86号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第86号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第87号 平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第87号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 87 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 8 議案第 88 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 28 年度固定資産税の課税免除を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 88 号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第 88 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第 9 議案第 89 号 地方独立行政法人くらて病院 第 2 期中期目標を議題とします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

**○ 11 番 岡崎 邦博君**

これは一般質問でも質問をさせていただきました。

その際に、ここの第 2、住民に対して提供するサービス云々についての病院及び介護保険施設としての役割として、(1) 救急医療体制の充実、このことについて質問いたしました。その際の答弁として、ここについては医師の判断に任せるといような答弁だったと思うのですが、そもそもこの中期目標については中期目標を定めるのは町で、指示するのが町長であるわけで、町長がどういうところまでを救急搬送としてくらて病院が処置にあたるのか、きちんとやはり定めないと、病院当局としてもなかなか判断が付かないところも考えられるというふうに思います。

一般質問の際に、1 回目の中期目標についてはきちんと三次救急については速やかに他の病院に任せるといような趣旨の文書になっておりますが、今回はスムーズな救急搬送の受け入れが可能となるよと、要するにどこまでを受け入れるかということ、とにかくスムーズな受け入れとしか書いていないわけですよ。

町長としては、この救急医療体制の充実についてはどのようにお考えになっているのかをお尋ねします。

**○ 議長 星 正彦君**

町長。

**○ 町長 徳島 眞次君**

これは、私が何時か議会の一般質問だったかで答弁したかと思います。要は今年の 1 月以



前は、119番の通報が入って救急隊が迎えに行きますね。そして玄関先で救急車を止めて患者さんを乗せて、救急車がなかなか玄関先から動かないということが多々あったのです。

私は、それを見かねて、家の人からすると救急車が来て患者さんを乗せたのに20分経っても救急車が動かない、30分経っても救急車が動かないと。これはどういうことかということで、そもそもはそういうことが発端でございます。

私は医者ではありませんので、まずはくらはて病院があるのだから、受け入れ先の病院が決まってないのであればくらはて病院で受け入れて、そこには医者がいるのだから、お医者さんは大体医学部で全部を習いますので、大体のどういう症状云々、そこで処置としての専門は別として、どういう症状であるというのは大体認識出来るのではないかとそのように伺っております。

まずは、病院に連れて行って、そこで点滴なり、ちょっとした処置を行って、そしてこの患者さんはくらはて病院ではこれ以上は無理だということであれば、最初の応急処置をやって、そして、それから対応出来る、例えば飯塚病院とか大手の病院に搬送すると。そうした方がいいのではないですかということ、私は病院の方に投げかけておりました。

それを受けて、看護婦長さんとか、くらはて病院のお医者さん達が協議をさせていただいて、くらはて病院に搬送するというような、一応そういう経路をとったということでございます。

以上でございます。

**○議長 星 正彦君**

岡崎邦博君。

**○11番 岡崎 邦博君**

前回も、例えばこの文章によりますと、一般質問でも読み上げましたが、提供することの出来ない診療分野、今ですと、例えば、脳神経外科、脳外傷なんかは提供していないわけですから、そういうのは、くらはて病院に寄るよりも速やかにそういった診療科目、又は救急救命施設のあるところに搬送すべきだろうというふうに思いますが、それは救急隊の方が判断するという、そういう考えでいいのかどうかと。

また三次救急の対象となる、要するに重篤なものについては前回の場合ですときちんと迅速且つ適正に対処することということで、それは町長が今言ったようなことだろうというふうには感じています。

最終的には、例えば脳内出血だとか、脳梗塞だとか、そういったものについては、くらはて病院に寄らずに、今の町長の説明ですと、こういったものまでも含めてくらはて病院に一度搬送しろという考えなのかどうか分かりませんが、そういうのは速やかに、寄らずに救急隊員の判断で、一番受け入れ体制の整っているところに搬送してくれという考えでいいのですか。

**○議長 星 正彦君**

町長。

**○町長 徳島 眞次君**

おっしゃる通り、要は救急隊とお医者さんとの連絡、やり取りがあると思います。その中

において、無理だという判断がそこで出れば、当然のことながらそれに対応出来る病院に直接搬送するという事は、私としてみれば当然のことだとそのように認識いたしております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

3頁の利用者本位の医療の実践の(1)利用者中心の医療介護の提供というところで、3頁の上の方に、在宅連携室を中心に病院や介護老人保健施設及び地域の医療施設が連携して、入院及び退院経路の把握等を行いというふうにあるのですが、実はくらで病院で私の方に何回か相談等もあっていたのです。

例えば、1人暮らしのお年寄りが入院して、そして退院する時に、帰った方が病気になるのではないかなというような家というか、アパートというか、その方は生活保護を受けていた方なんです、ケースワーカーもなかなか迅速に対応していないようなところもあるのですね。

そこで、くらで病院の方にソーシャルワーカー等が居られますが、そこもなかなか上手く連携が取れていないとか、迅速に対応出来ていないのでいろいろと不満を持つとか、退院をするのにももの凄く困ったというようなケースが何件か私の方に相談が今まであっていたので、ここは是非具体的に事例を挙げて、ここはこういうことがあったんだと、ですからそこは町の担当課、又は県の福祉事務所等と密に連携を取って、本当に家族と利用者が利用しやすいとか、そういう連携を、環境整備を整えていただきたいということで、是非、目標の中には大まかには書いてありますが、是非その中身としてやっていただきたいというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

今宇田川議員さんが言われたのは、本当に重々私も同じように感じております。ですから、ただ私も公務の方で忙しいものですから、病院の中でどのような対応がされているのかとか、今おっしゃったようなことが、当然のことながら私の耳に入れば、すぐにそういったことについては今後いろいろな分野において、まだ外にもいろいろな病院内のサービス、いろいろな部分がまだまだたくさん見落としした部分があるかと思えます。

そういったものもひっくるめて今後町民の皆さん方に、ああくらで病院はいいねと言われるような病院にして行きたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第89号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第89号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に進みます。

日程第10 議案第90号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第10 議案第90号について提案説明を申し上げます。

日程第10 議案第90号は、鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区分管渠築造工事(第65工区)請負契約の変更であります。

本工事は、調査ボーリングの結果を基に推進工法の機種を選定しておりましたが、縦坑の築造時に想定外の礫層が確認されたことにより、推進機の機種を変更し、工期を延長する必要が生じたため、契約を変更するものであります。

以上が、日程第10 議案第90号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

これから質疑を行います。

議案第90号について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の契約の変更については仕方ないのかなというふうには思いますが、これに伴う予算が1千万円ほど契約の差額が増額という形になってはいますが、この補正についてはどういうふうに考えているのですか。

○議長 星 正彦君

上下水道課長。

○上下水道課長 原 敏勝君

予算につきましては、まだ予算は十分足りております。単独工事等がありますので追加の予定はございません。

○議長 星 正彦君

他に質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第90号は総務文教委員会に付託したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって議案第90号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りします。

明日15日から18日までの4日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日15日から18日までの4日間は委員会審査のため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれを持って散会します。

散会 13時33分

平成28年鞍手町議会第5回定例会会議録（第4号）						
平成28年 12月19日						
招集場所 鞍手町役場議事堂						
開会開議						議長
開閉会日時		平成28年12月19日 午後1時00分			星 正 彦	
及び宣告 閉会開議						議長
		平成28年12月19日 午後1時20分			星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊 井 照 明	出 欠	1 1	岡 崎 邦 博	出 欠
	2	須 藤 信 一 郎	出 欠	1 2	須 山 由 紀 生	出 欠
	3	川 野 高 實	出 欠	1 3	須 藤 敏 夫	出 欠
	4	宇 田 川 亮	出 欠			
	出席 13人	5	竹 内 利 一	出 欠		
	欠席 0人	6	田 中 二 三 輝	出 欠		
	欠員 0人	7	星 正 彦	出 欠		
		8	鯨 坂 省 治	出 欠		
		9	栗 田 幸 則	出 欠		
	10	久 保 田 正 之	出 欠			
会議録署名 議員	9	栗 田 幸 則		10	久 保 田 正 之	

職 務 出 席	議会事務 局長	渡 辺 智 文	出 欠	議会事務 局長補佐	武 谷 朋 視	出 欠
	町 長	徳 島 眞 次	出 欠	会計課長	櫻 井 順 子	出 欠
	副町長	阿 部 哲	出 欠	建設課長	白 石 秀 美	出 欠
	教育長	水 摩 幸 隆	出 欠	政策推進 課 長	三 戸 公 則	出 欠
	総務課長	藤 原 光 徳	出 欠	地域振興 課 長	立 石 一 夫	出 欠
	福祉人権 課 長	守 田 純 子	出 欠	上下水道 課 長	原 敏 勝	出 欠
	税務住民 課 長	久 保 田 隆 一	出 欠	教育課長	筒 井 英 和	出 欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠 原 哲 哉	出 欠	保険健康 課 長	松 永 憲 昌	出 欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議 事 日 程	別 紙 の と お り					
付 議 事 件	別 紙 の と お り					
会 議 経 過	別 紙 の と お り					

## 平成28年第5回鞍手町議会定例会議事日程

12月19日 午後1時開議

### 第4号

- 日程第1 議案第84号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第89号 地方独立行政法人くらて病院 第2期中期目標  
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第81号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第4 議案第82号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第5 議案第83号 鞍手町税条例の一部を改正する条例  
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第85号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第86号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第87号 平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)  
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第88号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の  
課税免除  
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第90号 鞍手町流域関連公共下水道事業 中山処理分区分管渠築造工事(第65工区)  
請負契約の変更  
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 意見書第2号 RDF発電事業の終結にあたっての意見書
- 日程第12 請願第1号 鞍手町に町営温水プールの設置を求める請願  
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 閉会中の継続事件

平成28年12月19日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第84号及び日程第2 議案第89号の2件を一括して議題とします。

本案は、民生産業委員会に付託していただきましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

須藤民生産業委員長。

○13番 須藤 敏夫君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第84号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

議案第89号 地方独立行政法人くらて病院第2期中期目標。

本委員会は、12月14日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第84号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第89号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第84号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第89号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第84号 鞍手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数）

挙手多数です。よって議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号 地方独立行政法人くらて病院第 2 期中期目標を採決します。  
本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第 89 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第 3 議案第 81 号から日程第 10 議案第 90 号までの 8 件を一括して議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○ 6 番 田中 二三輝君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 81 号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第 82 号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例。

議案第 83 号 鞍手町税条例の一部を改正する条例。

議案第 85 号 平成 28 年度鞍手町一般会計補正予算 (第 4 号)。

議案第 86 号 平成 28 年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)。

議案第 87 号 平成 28 年度鞍手町水道事業会計補正予算 (第 2 号)。

議案第 88 号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 28 年度固定資産税の課税免除。

本委員会は、12 月 14 日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

議案第 90 号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事 (第 65 工区) 請負契約の変更。

本委員会は、12 月 14 日に付託された上記の議案を審査の結果、原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

○ 議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 81 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 82 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 83 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)



質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 8 5 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 8 6 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 8 7 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 8 8 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 9 0 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 8 1 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 8 2 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 8 3 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 8 5 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 8 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 8 7 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 8 8 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第90号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第81号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号 鞍手町職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号 鞍手町税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号 平成28年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号 平成28年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成28年度固定資産税の課税免除を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号 鞍手町流域関連公共下水道事業中山処理分区管渠築造工事(第65工区)請負契約の変更を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって議案第90号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。

日程第11 意見書第2号を議題とします。

提出者を代表して、6番議員 田中二三輝君に趣旨説明をお願いします。

田中二三輝君。

#### ○6番 田中 二三輝君

意見書第2号を提案いたします。

意見書第2号 RDF発電事業の終結にあたっての意見書。

別紙、意見書案を提出する。

平成28年12月19日提出。

提出者、鞍手町議会議員 田中二三輝、同じく須藤敏夫。

提案理由。

地方自治法昭和22年法律第67号 第29条、並びに鞍手町議会会議規則昭和62年鞍手町議会規則第1号 第13条 第1項及び第2項の規定により提案する。

#### ○議長 星 正彦君

お諮りします。

意見書第2号は質疑討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

意見書第2号は質疑討論を省略します。

これから採決を行います。

意見書第2号、RDF発電事業の終結にあたっての意見書を採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって意見書第2号は原案のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第12 請願第1号を議題とします。

本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

田中総務文教委員長。

○6番 田中 二三輝君

総務文教委員会の請願審査報告をいたします。

請願第1号 鞍手町に町営温水プールの設置を求める請願。

本委員会は、12月7日に付託された上記の請願を審査の結果採択とし、町長に送付すべきものと決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

○議長 星 正彦君

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

請願第1号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

請願第1号について、討論はありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

請願第1号 鞍手町に町営温水プールの設置を求める請願に対し、反対の立場で討論します。

当該施設の新設及び維持管理等の将来発生する経費を考慮したとき、利用者等からの収入に対し支出額は大きく上回ると推察できる。

本町の財政状況等を鑑み、本町による経営管理による施設にはそぐわないものと思慮するものであります。

以上を理由として反対討論といたします。

○議長 星 正彦君

他に討論ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

請願第1号 鞍手町に町営温水プールの設置を求める請願に対して賛成討論を行います。

今回のこの請願の趣旨については、高齢者がこれまでサンダースイミングという所で温水プールを使って健康管理を行ってきたと。

また、高齢者のみならず、保育所、幼稚園等も使って健康維持に、また体力づくりに利

用してきたということから言えば、この町の道路を作るというところでのサンダースイミングを鞍手が廃止するというところから言えば、町が責任を持ってこの施設を維持するということが大事だろうというふうに思います。

財政状況、また運営等に関しては、町の方では是非考えていただいて、是非とも設置求めたいということです。以上です。

○議長 星 正彦君

他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

請願第1号 鞍手町に町営温水プールの設置を求める請願を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数)

挙手多数です。よって請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

次に進みます。

日程第13 閉会中の継続事件を議題とします。

各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配布のとおり閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり継続審査することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、継続審査することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成28年第5回定例会を閉会します。

閉会 13時20分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 星 正 彦

議員 栗 田 幸 則

議員 久 保 田 正 之

平成28年12月19日

鞍手町議会

議長 星 正彦

### 閉会中の継続事件について

下記事件について、各委員長から鞍手町議会会議規則第74条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出があったので、これを閉会中の継続事件とすることにつき議会の議決を求める。

委員会名	調査事項
総務文教委員会	財政、人事、給与、消防、都市計画、教育、上下水道及び民生産業委員会に属さない事項の所管事務調査
民生産業委員会	厚生、福祉、保健衛生、国民健康保険、産業、労働、土木、建設、地方独立行政法人に関する事項の所管事務調査
議会運営委員会	本会議の会期日程等議会運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、全員協議会の開催に関する事項及び議長の諮問に関する事項
議会広報編集調査特別委員会	議会広報編集及び調査